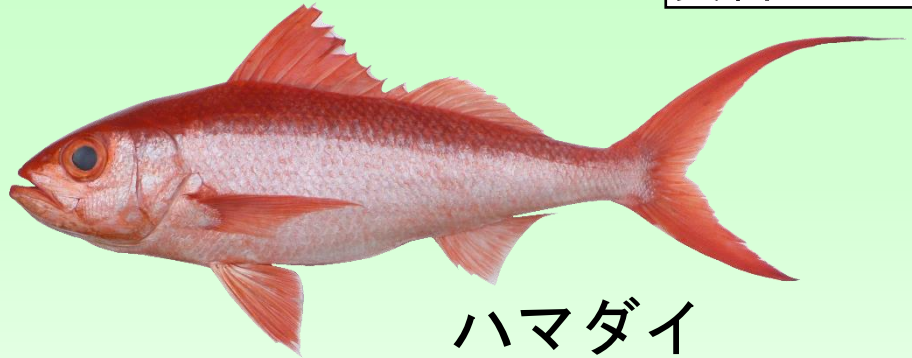
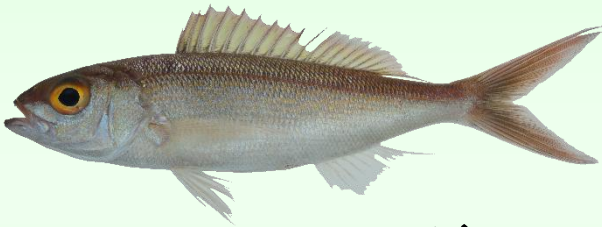




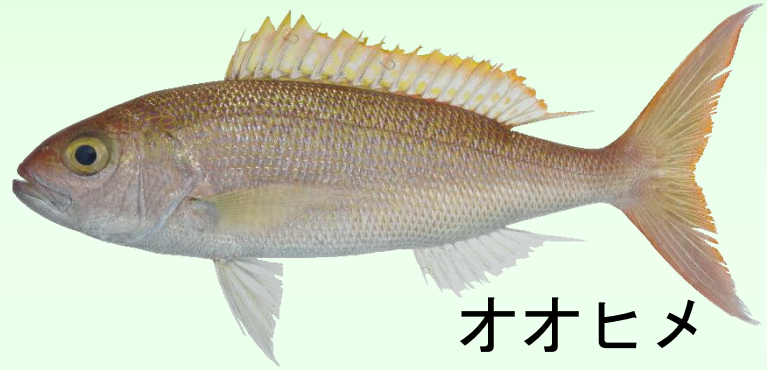
アオダイ



ハマダイ



ヒメダイ

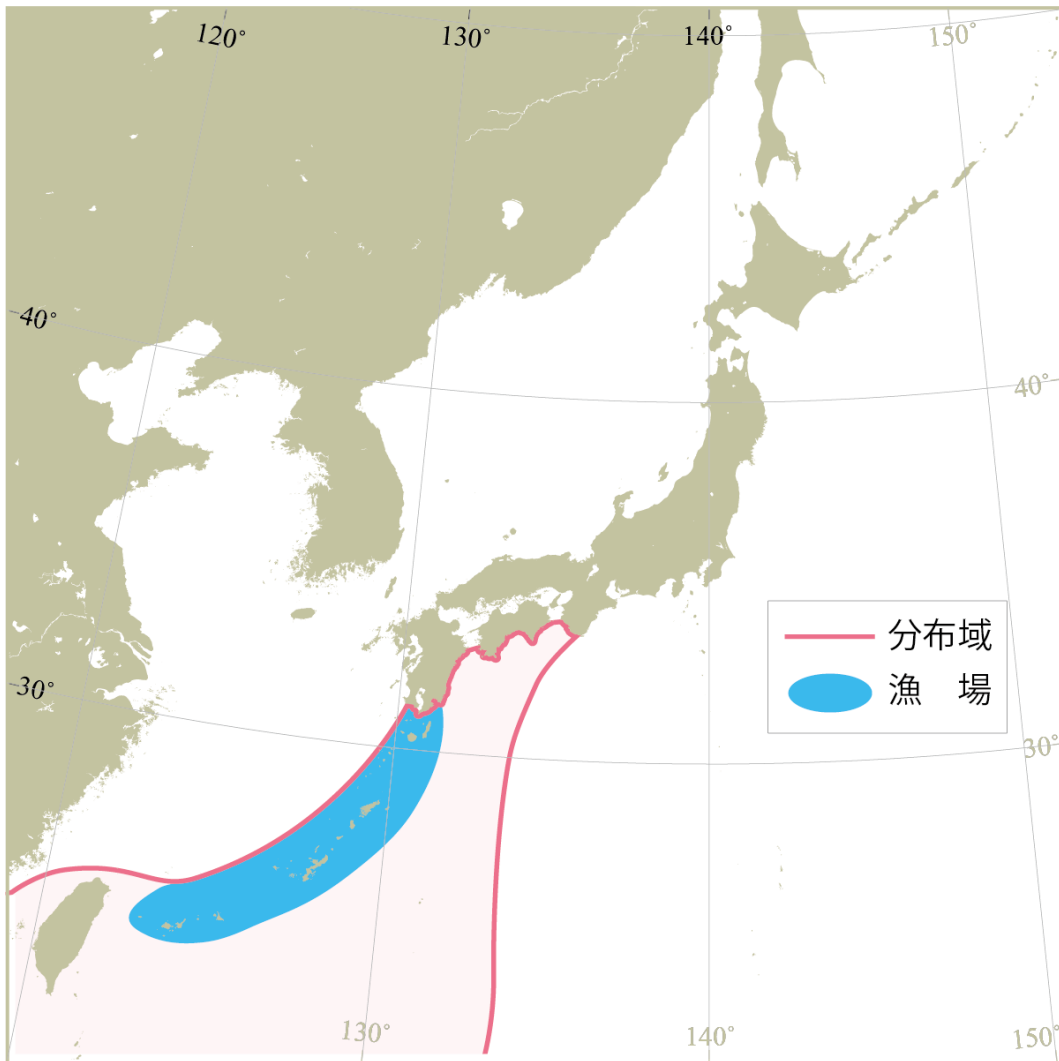


オオヒメ

マチ類

奄美諸島・沖縄諸島・先島諸島
令和5年度資源評価結果

生物学的特性

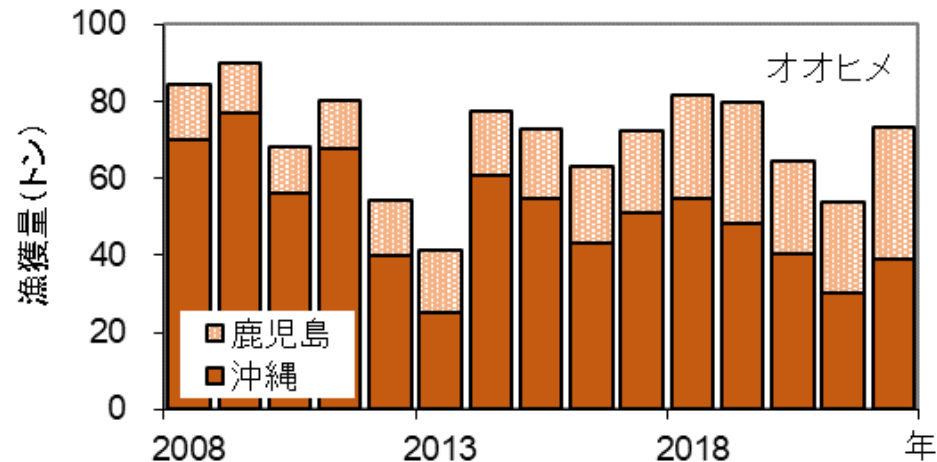
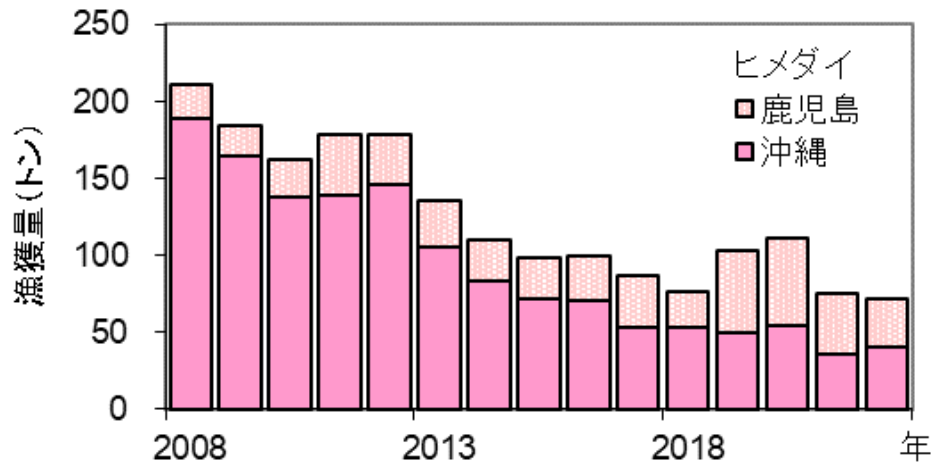
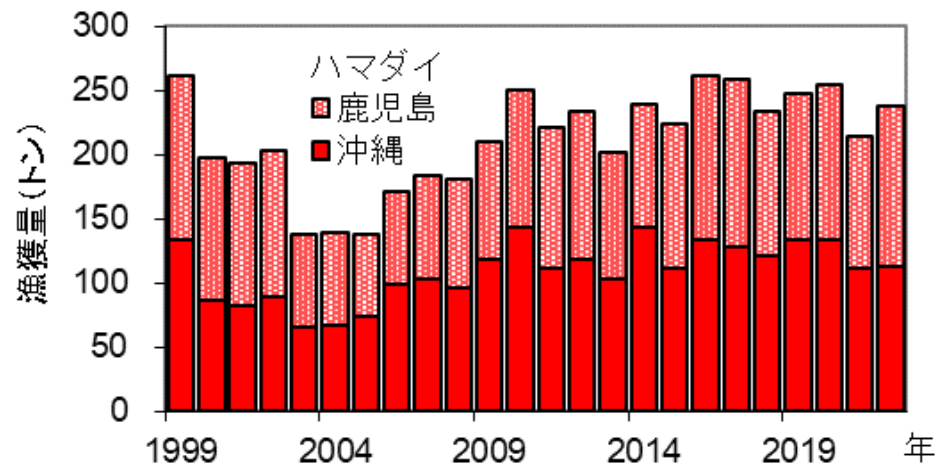
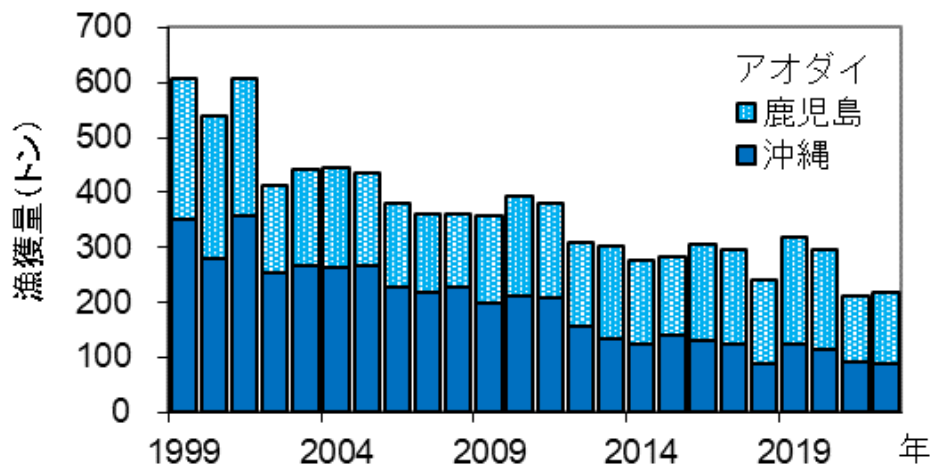


- 漁獲はほぼ周年

生物学的特性

- 寿命：アオダイは59歳、ハマダイは55歳、ヒメダイは38歳、オオヒメは35歳
- 成熟開始年齢：アオダイは2歳（一部）、7歳（50%）、ハマダイは9歳（一部）、12歳（50%）、ヒメダイは2歳（50%）、オオヒメは2歳（一部）、3歳（50%）
- 産卵期・産卵場：アオダイは4～9月、ハマダイは5～11月、ヒメダイ・オオヒメは3～10月
- 食性：アオダイは大型動物プランクトン、ハマダイは小型イカ類、魚類、ヒメダイとオオヒメは魚類、ヒカリボヤ類、浮遊性甲殻類、イカ類など
- 捕食者：マハタ、カンパチ、サメ類など

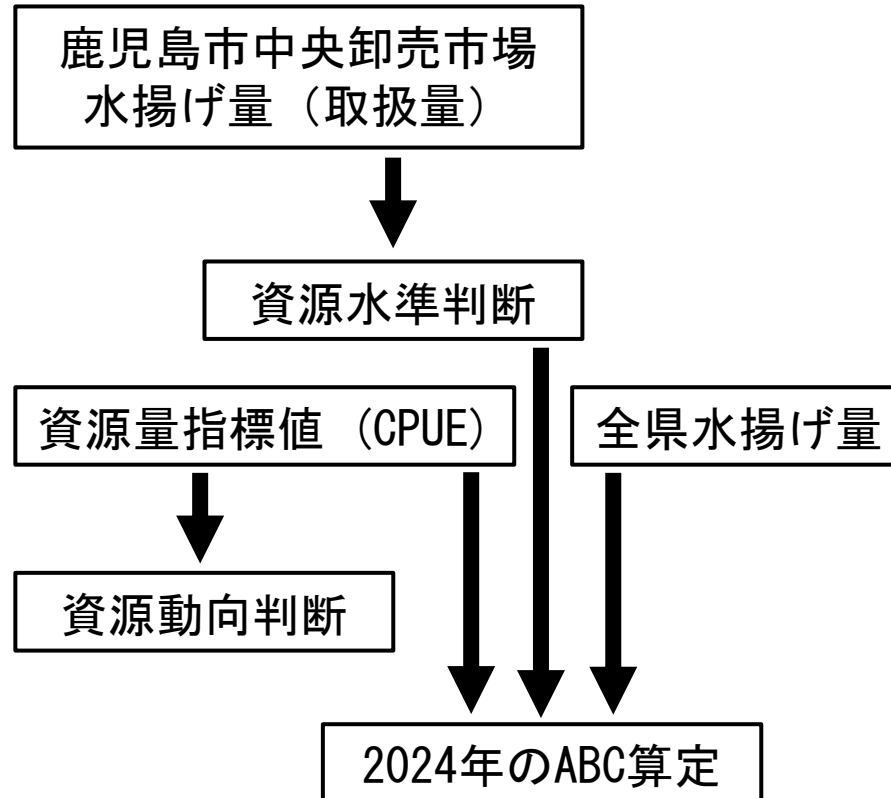
漁獲の動向



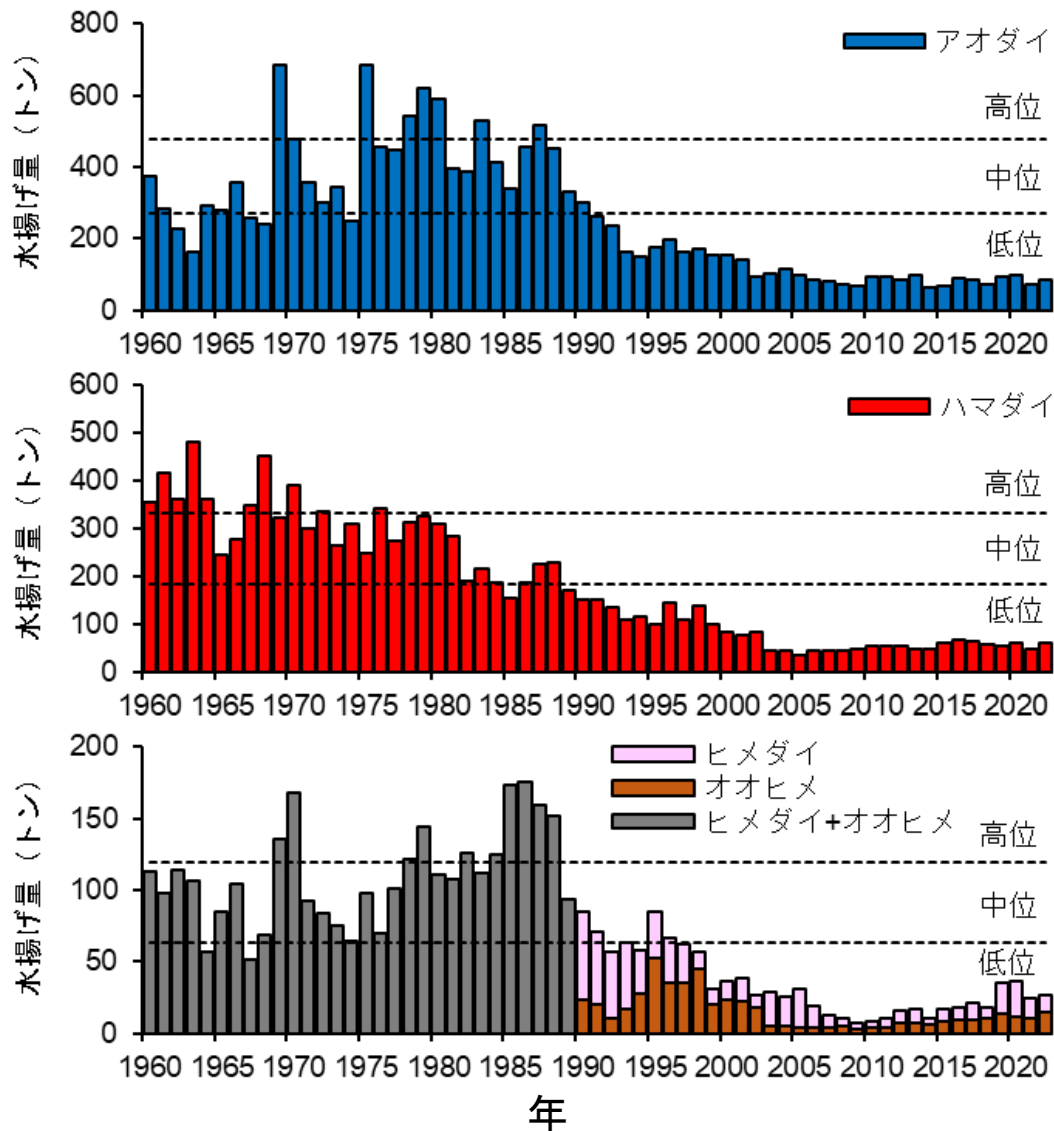
- 水深100m以深で操業する深海一本釣り漁業や底立はえ縄漁業により漁獲される

● 2022年漁獲量
 アオダイ : 219トン ハマダイ : 238トン
 ヒメダイ : 72トン オオヒメ : 73トン

資源評価の流れ



資源の動向①



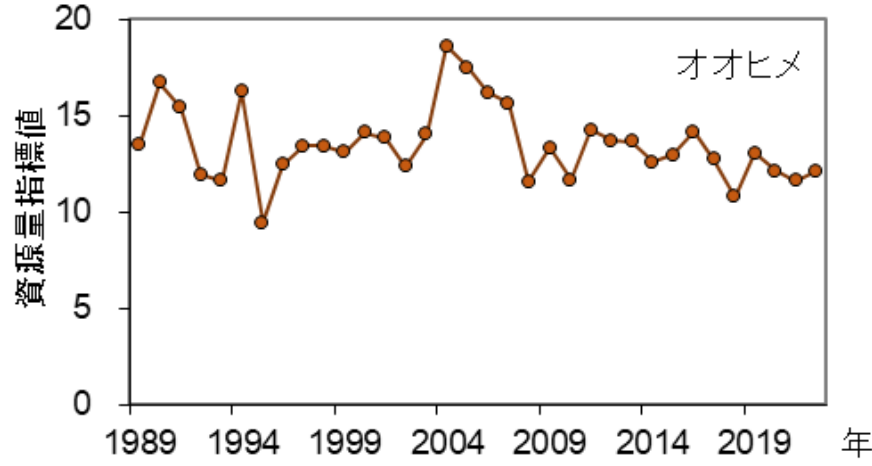
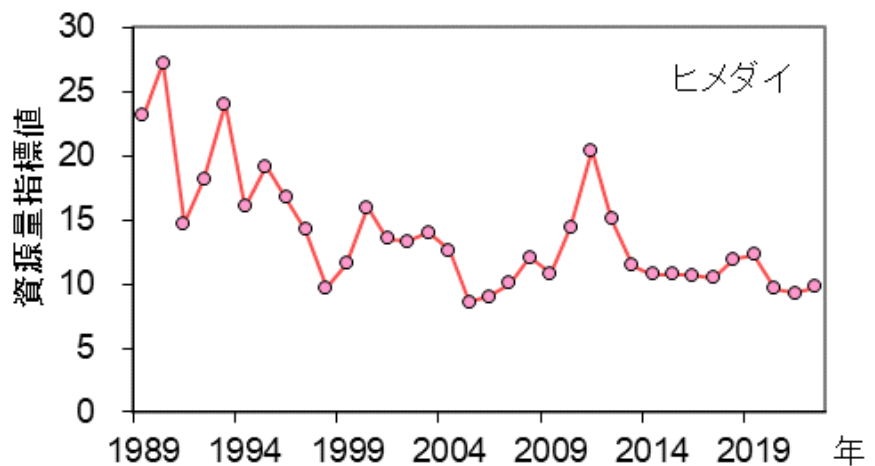
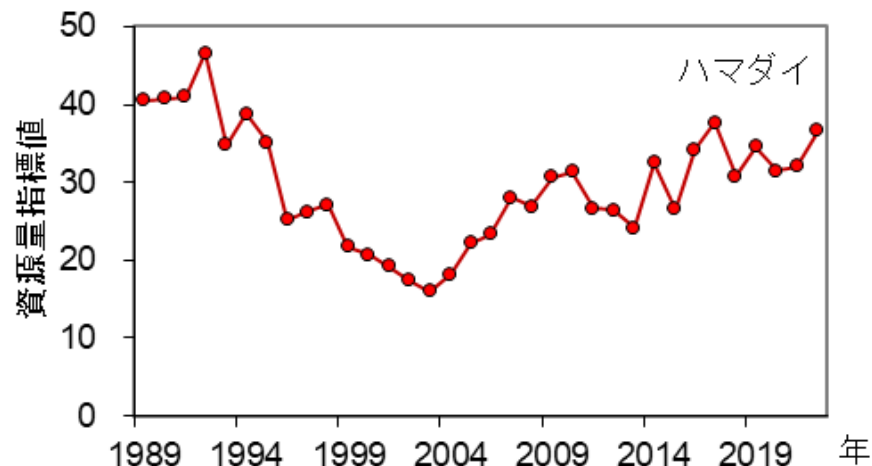
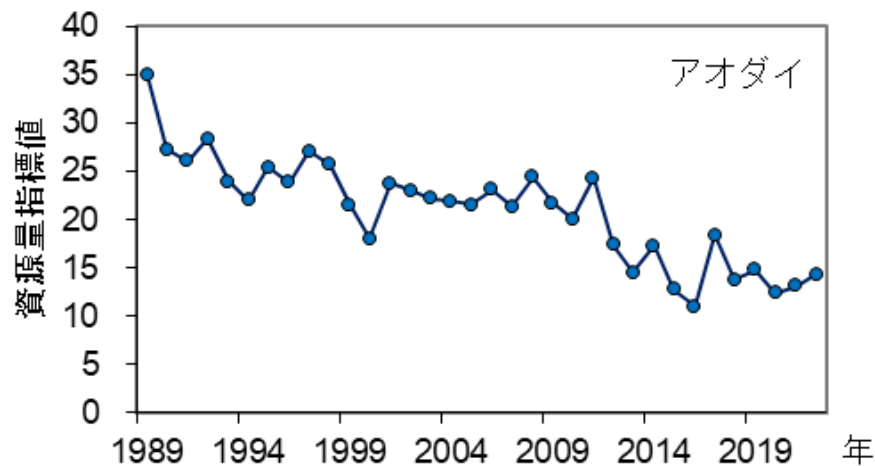
※水準区分

アオダイ、ハマダイおよび
ヒメダイ・オオヒメの混合種群

(それぞれの水揚げ量の最高値と
最低値の間を3等分した値を高位・
中位・低位の区切とした)

- 資源水準：63年間の水揚げ統計がある鹿児島市中央卸売市場の水揚げ量から、2種・1種群とも「低位」

資源の動向②



- 資源動向：直近5年間（2018～2022年）の資源量指標値（八重山漁協一本釣り漁船1隻1航海あたりの漁獲量（CPUE））の推移から、アオダイ、ヒメダイ、オオヒメは「横ばい」、ハマダイは「増加」

資源評価のまとめ

- 水準は、いずれの種・種群も低位
- 動向は、アオダイ、ヒメダイ、オオヒメで横ばい、ハマダイで増加
- 漁獲量と資源量指標値の推移をもとに、2024年ABCを算出した

2024年ABC表

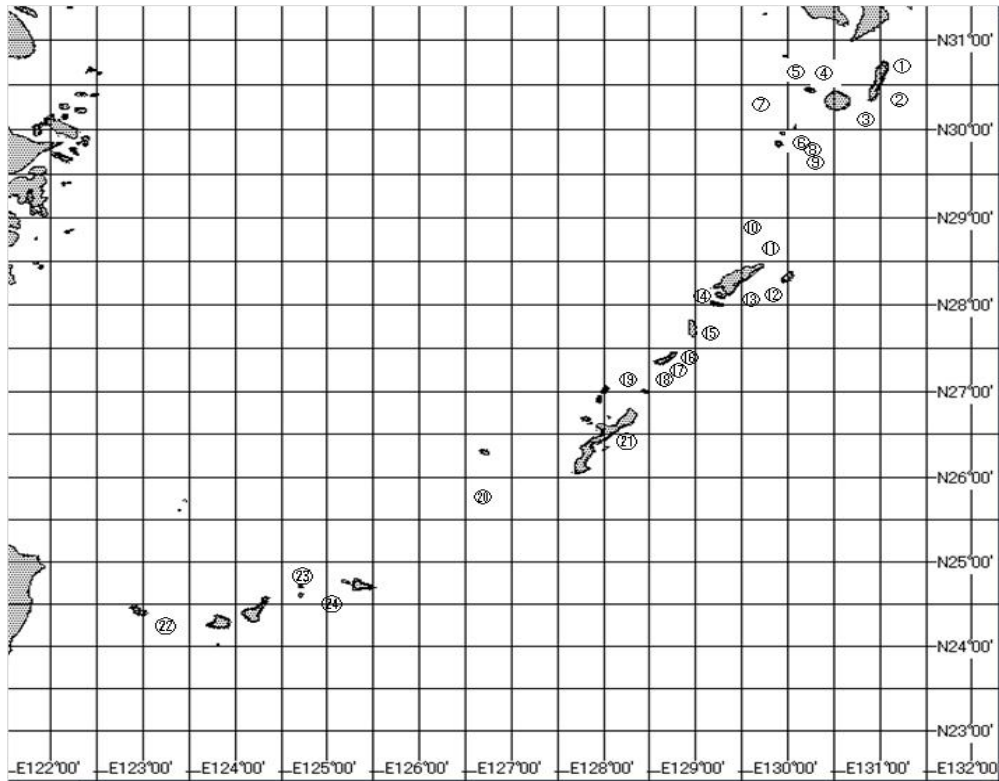
	管理基準	Target/ Limit	2024年ABC (トン)	漁獲割合 (%)	F値(現状のF値 からの増減%)
アオダイ	0.7・Cave 3-yr・1.07	Target	145	—	—
		Limit	181	—	—
ハマダイ	0.7・Cave 3-yr・1.08	Target	142	—	—
		Limit	178	—	—
ヒメダイ	0.7・Cave 3-yr・1.01	Target	49	—	—
		Limit	61	—	—
オオヒメ	0.7・Cave 3-yr・1.00	Target	36	—	—
		Limit	45	—	—

- ABC算定規則の2-1)により、 $ABC\ limit = \delta_1 \cdot Cave\ 3\text{-yr} \cdot \gamma_1$ で計算
- δ_1 : 0.7 (Caveを用い、資源水準が低位である場合の推奨値)
- Cave 3-yr : 直近3年間 (2020~2022年) の平均漁獲量
- γ_1 : 1.07、1.08、1.01、1.00 (直近3年間 (2020~2022年) の資源量指標値の傾きと平均値から算出)

南西諸島海域マチ類広域資源管理方針に基づく令和5年度の実施状況
(令和6年1月現在)

1. 広域資源管理方針の実施措置

措 置	令和5年度の実施状況
漁獲努力量の削減措置	
(1) 鹿児島県 ①保護区の設定	周年保護区3区及び期間保護区16区の計19区を設定。
②小型魚の保護	鹿児島海域(熊毛海域・奄美海域)において、小型のハマダイが漁獲された場合の漁場移動を実施。
③その他	鹿児島県海域(熊毛海域・奄美海域)の期間保護区内において、漁獲可能な期間においてもハマダイの専獲の抑制を実施。
(2) 沖縄県 ①保護区の設定	周年保護区1区及び期間保護区4区の計5区を設定。
②小型魚の保護	沖縄海域では尾叉長30cm未満のハマダイ、20cm未満のアオダイ、ヒメダイ及びオオヒメが釣れた場合、漁場を移動あるいは釣針の水深を変更。
③公的担保措置	保護区を実効性のあるものとするため、沖縄海区漁業調整委員会指示による公的規制を実施。



南西諸島海域マチ類広域資源管理方針対象海域図（①～⑭は保護区）

	番号	名称	保護期間
鹿 児 島 県	①	田之脇曾根	4 ~ 9月
	②	ベンタイ曾根（浅り）	2 ~ 6月
	③	下のダントウ	2 ~ 6月
	④	サガリ曾根	2 ~ 6月
	⑤	口永良部島	2 ~ 6月
	⑥	オジカ瀬	5 ~ 12月
	⑦	サンゴ曾根	1 ~ 7月, 12月
	⑧	屋久新曾根（オオアサリ）	1 ~ 4月
	⑨	屋久新曾根（南東側）	1 ~ 4月
	⑩	大島新曾根	6 ~ 11月
	⑪	アッタ曾根	周年
	⑫	喜界新ゾネ	5 ~ 10月
	⑬	シモノソネ	5 ~ 11月
	⑭	沖ウンバル	5 ~ 11月
	⑮	ゴンジュウ	周年
	⑯	ファーゾネ（和泊町）	2 ~ 11月
	⑰	黒石沖（和泊町）	2 ~ 11月
	⑱	屋者沖（知名町）	5 ~ 11月
	⑲	与論島北西沖	周年
沖 縄 県	⑳	北タイキュウソネ	5 ~ 11月
	㉑	イチャビラー（東村沖）	7 ~ 9月
	㉒	沖ノ中ノソネ	3 ~ 7月
	㉓	水納北	3 ~ 7月
	㉔	第2多良間堆	周年

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示 5 第 2 号

沖縄海区におけるマチ類資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 5 年 3 月 31 日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 上 原 亀 一

(定義)

第 1 この指示において「ひき縄づり」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

(保護区の設定)

第 2 次の表の保護区の欄に掲げる保護区域内をそれぞれ同表の区域の欄に掲げる区域のとおり設定し、当該保護区においては、それぞれ同表の保護期間の欄に掲げる期間中は、ひき縄づり以外の漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

保護区	区域	保護期間
イチャビラー	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯26度37.0分、東経128度18.0分 地点B 北緯26度35.5分、東経128度20.0分 地点C 北緯26度32.5分、東経128度17.0分 地点D 北緯26度34.0分、東経128度15.0分	7月1日から9月30日まで
北タイキュウソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯25度55.0分、東経126度35.0分 地点B 北緯25度55.0分、東経126度49.0分 地点C 北緯25度47.0分、東経126度49.0分 地点D 北緯25度47.0分、東経126度35.0分	5月1日から11月30日まで
水納北	地点A、地点B、地点C、地点D、地点E及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度57.5分、東経124度42.0分 地点B 北緯24度57.5分、東経124度50.0分 地点C 北緯24度50.0分、東経124度50.0分 地点D 北緯24度50.0分、東経124度46.0分 地点E 北緯24度52.5分、東経124度42.0分	3月1日から7月31日まで
第2多良間堆	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度40.0分、東経124度57.5分 地点B 北緯24度40.0分、東経125度02.5分 地点C 北緯24度32.0分、東経125度02.5分 地点D 北緯24度32.0分、東経124度57.5分	4月1日から3月31日まで
沖ノ中ノソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度09.0分、東経123度04.0分 地点B 北緯24度09.0分、東経123度21.0分 地点C 北緯24度00.0分、東経123度21.0分	3月1日から7月31日まで

地点D 北緯24度00.0分、東経123度04.0分

(指示の有効期間)

第3 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2. 南西諸島海域マチ類広域資源管理方針に係る広域資源管理検討会議及び漁業者協議会等の開催実績

(令和5年4月～令和6年1月)

開催年月日	会議名	参加機関	内容
R5.8.16	令和5年度鹿児島地区広域資源管理漁業者協議会	指宿漁協、県漁協喜入支所、県漁連、県水産振興課、県水産技術開発センター、県南薩地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のマチ類の広域管理関係調査結果の概要を説明した上で、令和6年4月以降の管理のあり方について協議したものの。 ・次期方針については、現状維持で構わないとの意見が得られた。 ・その他、サメ被害の深刻さについて意見が多く得られた。
R5.9.11	令和5年度熊毛地区広域資源管理漁業者協議会	種子島漁協、南種子町漁協、屋久島漁協、喜入漁協、瀬戸内漁協、とくのしま漁協、与論町漁協、県漁連、県水産振興課、県水産技術開発センター、県大島支所	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のマチ類の広域管理関係調査結果の概要を説明した上で、令和6年4月以降の管理のあり方について協議したものの。 ・次期方針については、その場では合意が得られなかったことから、11月上旬に漁協毎に意見を取りまとめ、再度協議会を開催することとなった。 ・その他、サメ被害の深刻さについて意見が多く得られた。
R5.9.21	令和5年度奄美地区広域資源管理漁業者協議会	名瀬漁協、奄美漁協、宇検村漁協、喜界島漁協、瀬戸内漁協、とくのしま漁協、与論町漁協、県漁連、県水産振興課、県水産技術開発センター、県大島支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のマチ類の広域管理関係調査結果の概要を説明した上で、令和6年4月以降の管理のあり方について協議したものの。 ・次期方針については、現状維持で構わないとの意見が得られた。 ・その他、サメ被害の深刻さについて意見が多く得られた
R5.10.26	北部地区資源管理協定移行勉強会	名護漁協、国頭漁協、石川漁協、宜野座漁協、漁済組合、沖縄県水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県資源管理方針の改正について ・各漁協における資源管理協定案について（協定における自主管理措置、代表者の選定） ・漁業共済の加入促進について ・協定の認定、公表について
R5.11.1	南西諸島海域マチ類広域資源管理検討会議（令和5年度第1回）	鹿児島県、沖縄県、沖縄総合事務局、水産研究・教育機構、水産庁（九調）	<ul style="list-style-type: none"> ○資源動向について ○令和5年度における広域資源管理の取組について ○その他
R5.11.2	令和5年度熊毛地区広域資源管理漁業者協議会	種子島漁協、南種子町漁協、屋久島漁協、県漁連、県水産振興	<ul style="list-style-type: none"> ・各漁協での検討結果を報告いただき、現状の漁獲実態に合わせた保護区や内容の変更を行うことで合意が得られた。

		課, 県水産技術開発センター, 県熊毛支庁	
R5.11.13	南部地区資源管理協定移行勉強会	糸満漁協、知念漁協、佐敷・中城漁協、港川漁協、沖縄県水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県資源管理方針の改正について ・ 各漁協における資源管理協定案について（協定における自主管理措置、代表者の選定） ・ 漁業共済の加入促進について ・ 協定の認定、公表について
R5.12.7	資源管理協定移行勉強会（離島地区）	伊江漁協、伊良部漁協、浦添宜野湾漁協、国頭漁協、那覇地区漁協、宮古島漁協、読谷村漁協、沖縄県水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県資源管理方針の改正について ・ 各漁協における資源管理協定案について（協定における自主管理措置、代表者の選定） ・ 漁業共済の加入促進について ・ 協定の認定、公表について
R6.1.19	令和5年度鹿児島県広域資源管理漁業者協議会	指宿漁協、種子島漁協、名瀬漁協、県漁連、県水産振興課、県水産技術開発センター、県南薩地域振興局、県熊毛支庁、県大島支庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内各地区で得られた意見を取りまとめて報告し、鹿児島県海域における方針を決定する予定。
R6.1.23	南西諸島海域マチ類広域資源管理検討会議（令和5年度第2回）	鹿児島県、沖縄県、沖縄総合事務局、水産研究・教育機構、水産庁（九調）	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度の広域資源管理の取組について ○広域資源管理方針の見直しについて ○その他

令和 6 年度以降の南西諸島海域マチ類広域資源管理方針の概要

1 資源の現状及び広域資源管理の必要性

南西諸島海域におけるマチ類 4 魚種（アオダイ、ハマダイ、ヒメダイ、オオヒメ）の資源水準は、依然として低位、動向は、アオダイ、ヒメダイ、オオヒメは横ばい、ハマダイは増加傾向で推移している。

資源回復計画以降は平成 24 年度～令和 5 年度まで広域資源管理方針によりマチ類 4 魚種資源の維持回復を図ってきたが、依然として低位水準であるため、令和 6 年度以降も、関係漁業者、関係県、研究機関及び国（沖縄総合事務局、九州漁業調整事務所）が連携・協力する「広域資源管理」の取り組みが必要である。



アオダイ



ハマダイ



ヒメダイ



オオヒメ

2 広域資源管理方針の目標

対象資源の水準は低位で資源動向は横ばい・増加傾向にあり、また、マチ類は成長が遅く、南西諸島海域全体への取り組みの効果発現には長期間を要することから、今後も保護区の設定等により、産卵親魚や小型魚の保護を推進し、資源量の維持・回復を図ることを目標とする。

3 対象漁業

底魚一本釣漁業、底立はえ縄漁業

4 資源回復のために講じる措置

(1) 保護区の設定

周年又は期間保護区（鹿児島県 19 区、沖縄県 5 区）を設定する。

(2) 小型魚の保護

鹿児島海域（熊毛海域・奄美海域）における小型のハマダイが漁獲された場合の漁場移動、沖縄海域における尾叉長 30cm 未満のハマダイ、20cm 未満のアオダイ、ヒメダイ及びオオヒメが釣れた場合の漁場移動あるいは釣針の水深の変更を実施する。

(3) その他

鹿児島海域（熊毛海域・奄美海域）の保護区内におけるハマダイの専獲（漁獲可能な時期でも）を控える取組を実施する。

5 「マチ類広域資源管理検討会議」の設置

マチ類広域資源管理検討会議の構成員は、関係県（沖縄県、鹿児島県、熊本県）、関係県漁業者代表、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所、沖縄総合事務局、九州漁業調整事務所（事務局）とし、本会議では広域資源管理方針の作成・見直し等を行い、日本海・九州西広域漁業調整委員会への報告等は九州漁業調整事務所（事務局）が行う。

6 広域資源管理方針の取扱いと実施期間

広域資源管理方針は、関係県（関係漁業者）間の合意文書とし、九州漁業調整事務所長が立会人となる。

また、実施期間については、令和 6 年度（2024 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までとし、必要に応じて見直しを行う。

7 漁業調整委員会指示

漁獲努力量の削減措置については、実効性を担保するため必要に応じて漁業調整委員会指示を行う。

8 今改正による広域資源管理方針の主な変更点

- ・最新のデータ等に更新
- ・「7. 広域資源管理のために講じる措置に対する経営安定策」の削除
- ・8カ所の期間保護区の変更

【鹿児島県】

○熊毛海域

田之脇曾根	解禁
ベントイ曾根	2～6月を2～7月に変更、保護海区の拡大
モトンコブ	設定（1～6月）
下のダントウ	2～6月を1～6月に変更、部分解禁（東部は保護継続及び期間延長）
オジカ瀬	解禁
屋久新曾根（オオアサリ）	1～4月を周年に変更
屋久新曾根（南東側）	1～4月を周年に変更
屋久新曾根（大南東側）	設定（周年）

- ・構成員の変更

【オブザーバー】長崎県の脱退

【研究機関】組織再編に伴い、西海区水産研究所を水産研究・教育機構 水産資源研究所に変更

南西諸島海域マチ類広域資源管理方針

令和6年1月23日

南西諸島海域マチ類広域資源管理方針

令和6年1月23日作成

1 はじめに

南西諸島海域に広域に分布するマチ類4魚種（「アオダイ」、「ハマダイ」、「ヒメダイ」、「オオヒメ」）の資源を回復させるために、平成17年度（2005年度）から平成30年度（2018年度）の間、資源回復計画（平成17年度～平成23年度）や広域資源管理方針（平成24年度～令和5年度）に基づく取組（保護区の設定、小型魚保護等）を関係漁業者（関係漁連）、関係県、研究機関及び水産庁（九州漁業調整事務所）間において連携・協力して実施してきたところである。これらの取組の効果発現には長期間を要することから、今回、令和6年度以降の南西諸島海域マチ類広域資源管理方針を作成する。

2 資源の現状と広域資源管理の必要性

(1) 資源の特性と資源水準等の現状

① 資源の特性

マチ類は我が国周辺では伊豆諸島及び紀伊半島以南の周辺海域、南西諸島海域に分布する熱帯系の魚である（図1参照）。

「マチ」とは沖縄県で使用される通称で、フエダイ科（約17種）、ムツ科（2種）及びハチビキ科（3種）の総称であり、鹿児島県では、ムツ、キンメダイ、メダイなども含めた「瀬物類」という呼称が一般的である。

本方針では、これらの中でも漁業者が特に重要魚種としているフエダイ科の「アオダイ」、「ハマダイ」、「ヒメダイ」及び「オオヒメ」の4魚種（以下「マチ類4魚種」という。）を対象魚種とした。

また、マチ類の主要漁場は沖合の水深100m以深の曾根付近であり、いわゆる「瀬付きの魚」であるが、成魚が曾根間を移動するか否かについては、一部の魚種については移動が示唆されているものの、現時点では明らかになっていない。また、卵稚仔や幼魚期の分散過程や分散範囲についても知見が乏しく、明らかになっていない。マチ類4魚種の呼称及び魚種別の生息及び漁獲水深は別表1のとおりである。

マチ類4魚種の50%成熟年齢（おおよその尾叉長）はアオダイが2歳（35cm）、ハマダイが9歳（67cm）、ヒメダイが2歳（25cm）、オオヒメが2歳（36cm）と推定され、南西諸島海域における産卵期は種によってわずかに異なるが、3～11月であると推定されている。なお、アオダイ、ハマダイ、ヒメダイ、オオヒメの成長は図2のとおり推定されている。

別表1

魚種名	呼 称		水 深 (m)	
	鹿児島県	沖縄県	生 息	漁 獲
アオダイ	ホタ	シチューマチ	80～300	100～250
ハマダイ	チビキ、アカマツ等	アカマチ	110～500	200～380
ヒメダイ	イナゴ、コマツ等	クルキンマチ	100～400	100～300
オオヒメ	クロマツ、マルマツ等	マーマチ	70～350	100～300

② 漁獲量の推移

鹿児島市中央卸売市場におけるマチ類4魚種の水揚げ量は、昭和63年(1988年)まではおおよそ800トン前後で増減しつつ横ばい状態で推移していたが、昭和64年(1989年)以降急激に減少に転じ、令和3年(2021年)の水揚げ量は141トンで、昭和44年(1969年)の最高値1,145トンのおおよそ12%まで減少している(図3参照)。

沖縄県におけるマチ類4魚種の漁獲量は、平成10年(1998年)までは800トンを超えていたが、その後、減少傾向に転じ、令和3年(2021年)には269トンとなっている(図4参照)。

③ 資源水準と資源動向

南西諸島海域におけるマチ類4魚種の資源は、1980年代後半から1990年代にかけて急激に減少し、平成9年(1997年)以降の資源水準は4魚種ともに低位にある。資源の動向については、沖縄県八重山漁業協同組合所属船の1隻1航海あたりの漁獲量(CPUE)を資源量指標値とし、令和5年度の資源動向は、アオダイ、ヒメダイ、オオヒメは横ばい、ハマダイは増加傾向であった(図5参照)。

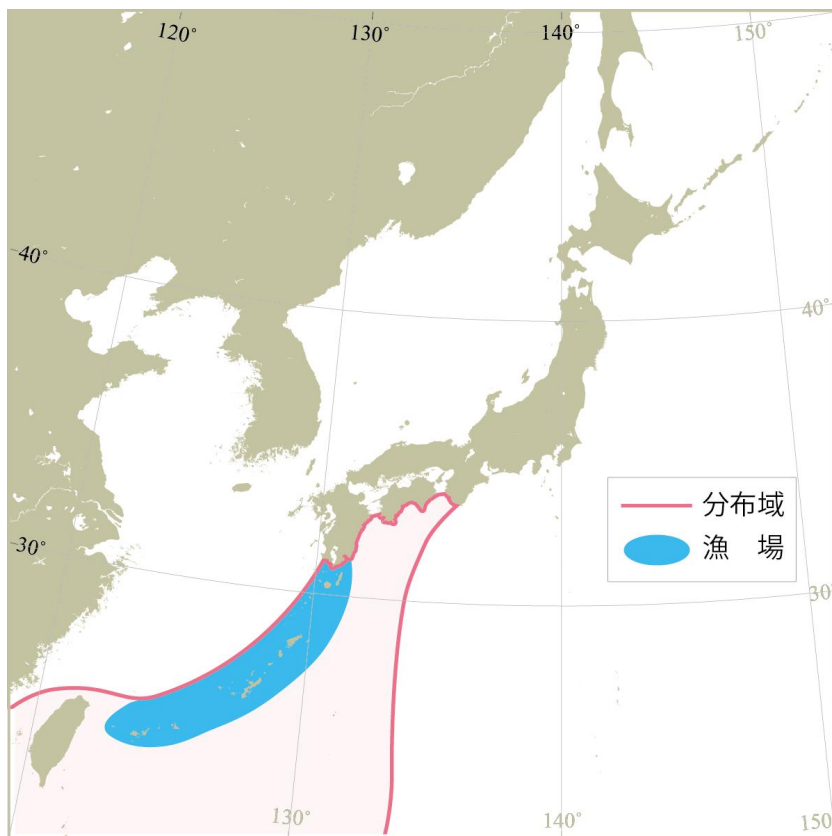
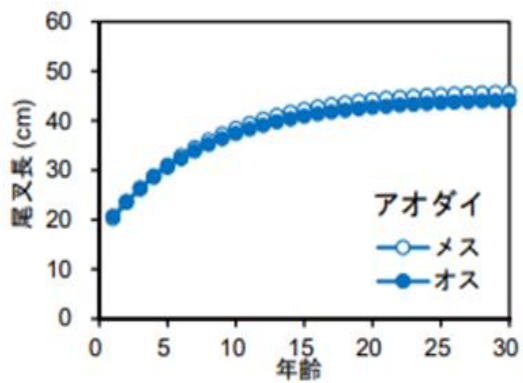


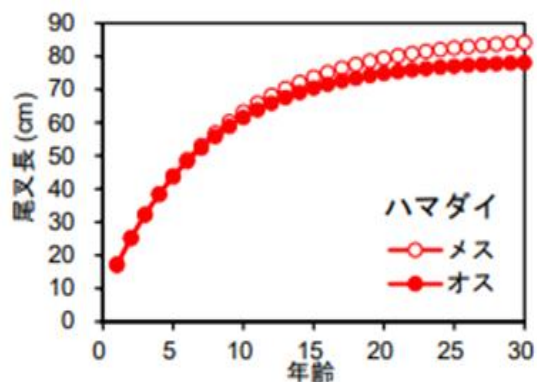
図1 マチ類の分布及び漁場図

資料：「令和5年度我が国周辺水域の漁業資源評価」水産庁増殖推進部、

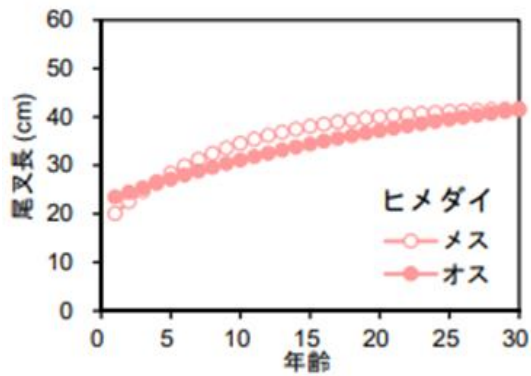
国立研究開発法人水産研究・教育機構作成



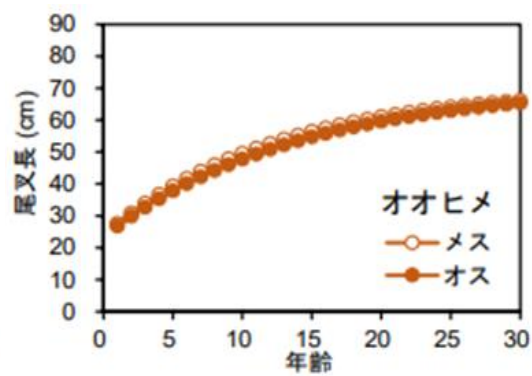
アオダイの成長曲線



ハマダイの成長曲線



ヒメダイの成長曲線



オオヒメの成長曲線

図2 マチ類4魚種の成長

資料：「令和4年度我が国周辺水域の漁業資源評価」水産庁増殖推進部、

国立研究開発法人水産研究・教育機構作成

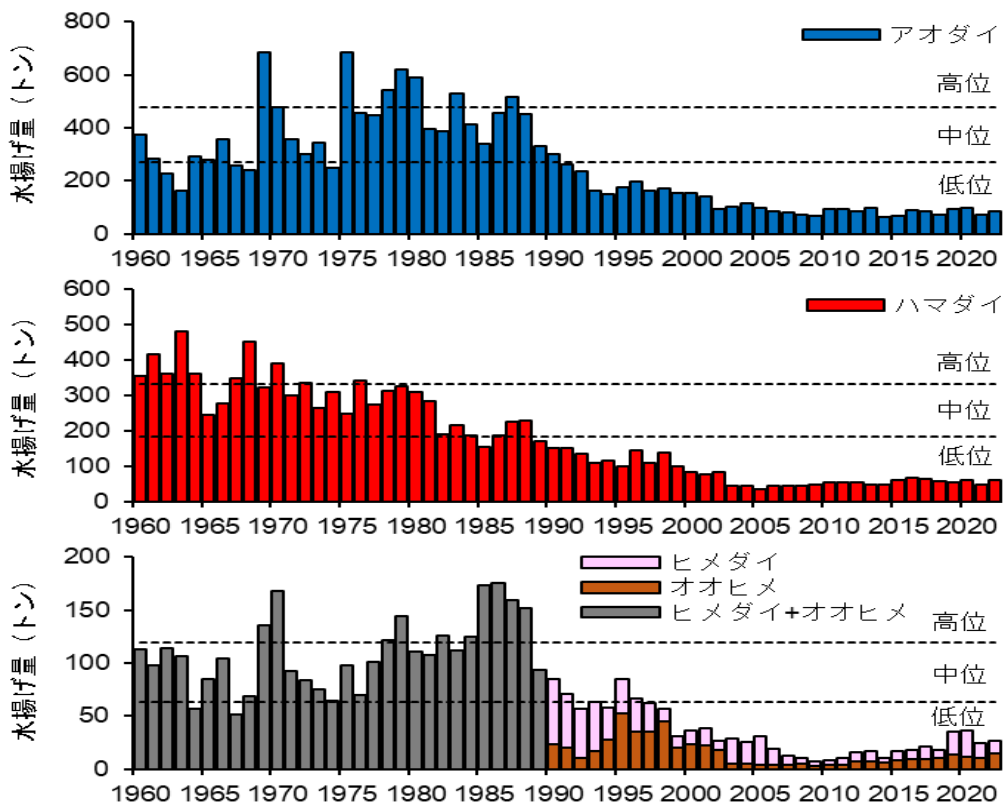
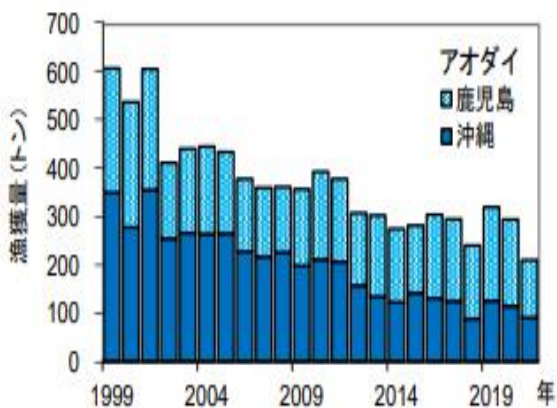
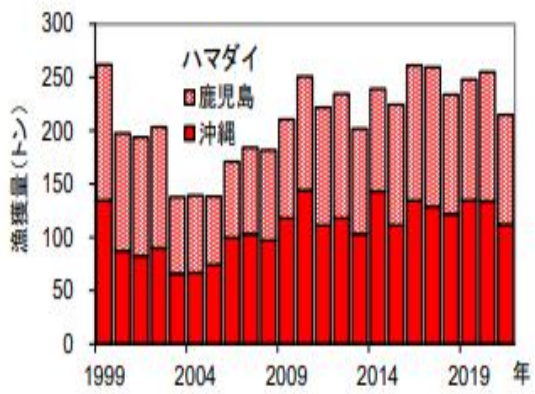


図3 鹿児島市中央卸売市場におけるマチ類4種水揚げ量の経年変化

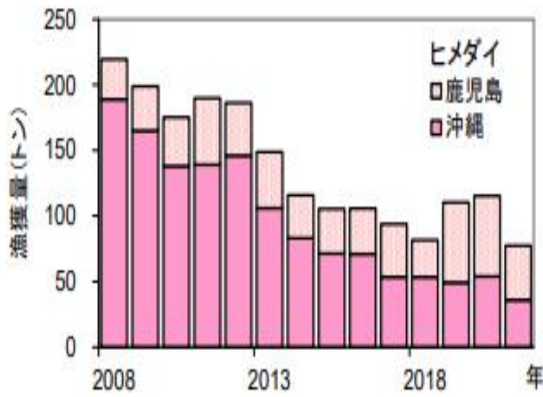
資料：鹿児島市中央卸売市場のデータを基に水産研究・教育機構 水産資源研究所が作成。



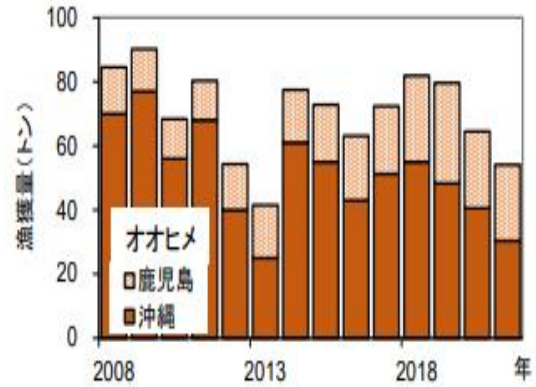
アオダイの漁獲量



ハマダイの漁獲量



ヒメダイ漁獲量



オオヒメ漁獲量

図4 マチ類の魚種別漁獲量の推移

資料：鹿児島県水産技術開発センターと沖縄県水産海洋技術センターのデータを基に、水産研究・教育機構 水産資源研究所が作成。

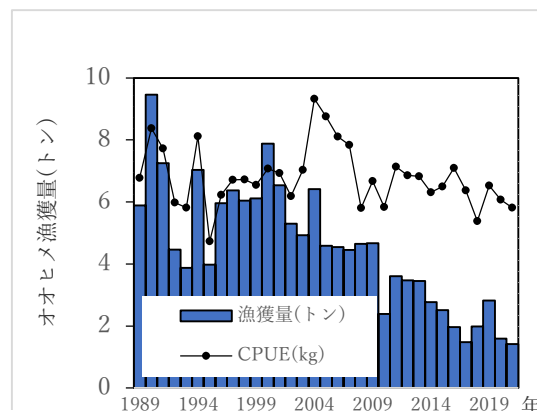
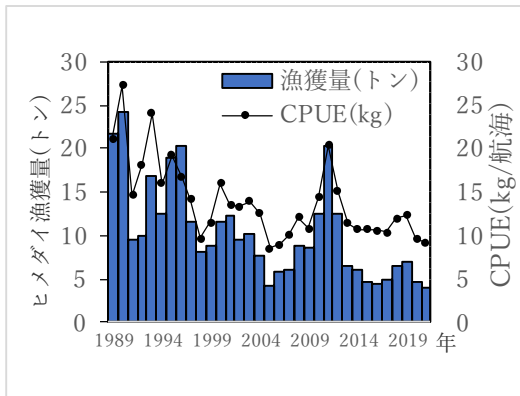
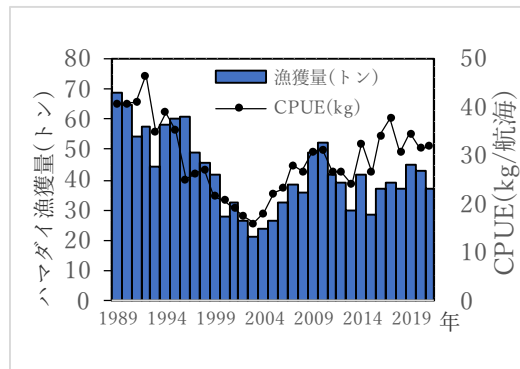
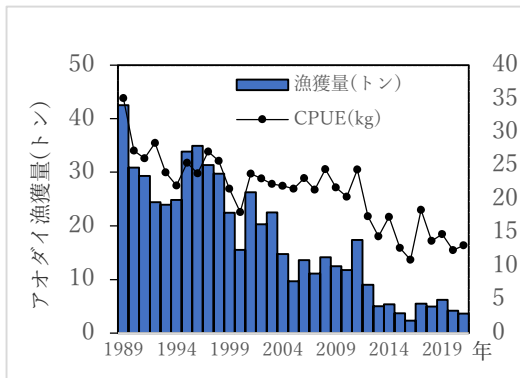


図5 八重山漁協所属船による漁獲量とCPUE

資料：「令和4(2022)年度マチ類(奄美諸島・沖縄諸島・先島諸島)の資源評価」

国立研究開発法人水産研究・教育機構のデータを基に事務局が作成

(2) 広域資源管理の必要性

南西諸島海域に広域に分布するマチ類4魚種の資源は、これまでの取組により維持回復を図ってきたが、依然として低位であると判断されるため、引き続き適切な資源管理の取り組みが重要である。

そのため、令和6年度以降も、引き続き関係漁業者、関係県、研究機関及び九州漁業調整事務所が連携・協力する「広域資源管理」の取り組みが必要である。

3 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

南西諸島海域におけるマチ類は、鹿児島県では熊毛・奄美海域、沖縄県では本島・先島周辺海域の水深100m以深の曾根で底魚一本釣漁業と底立はえ縄漁業によって漁獲される。

沖縄県では5トン以上の船舶を用いて行う底魚一本釣漁業は、他県漁船も含め知事の許可が必要な漁業と位置づけられている(表1参照)。

平成17年度(2005年度)から、関係県や関係漁業者等と連携・協力して保護区の設定、小型魚の保護などの漁獲努力量削減措置を実施している。

表1 沖縄県における底魚一本釣漁業許可件数 (単位: 隻)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
県内船	174	160	185	179	187	199
県外船	10	9	7	7	7	7
計	184	169	192	186	194	206

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
県内船	228	262	308	340	327
県外船	7	7	6	6	4
計	235	269	314	346	331

資料: 沖縄県からの報告による。

② 漁業形態

鹿児島、沖縄両県とも底魚一本釣漁業の多くは周年操業するが、時期によってソデイカ漁などの他種漁業との兼業も行われている。

また、底魚一本釣漁業でも操業形態や1航海あたりの操業日数に違いがあり、奄美群島や熊毛地区では日帰り操業が多く、沖縄諸島や先島諸島においては、5トン未満の小型漁船は2~3日、5トン以上の漁船では1週間程度の操業が主体である。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

南西諸島海域マチ類の資源管理については、沖縄県は保護区の設定に当たり沖縄海区漁業調整委員会が指示を発出して禁漁を公的に措置しており、鹿児島県は関係漁業

者の協力のもと自主的ルールとして実施している。

② 遊漁の現状

鹿児島、沖縄両県において、マチ類は遊漁の主対象とはなっていないが、沖縄県においては遊漁も含めた禁漁を沖縄海区漁業調整委員会指示により公的に措置しており、また、鹿児島県においては漁業者同様遊漁者にも協力を要請している。

4 広域資源管理方針の目標

対象資源の水準は低位で資源動向は横ばい・増加傾向にある。マチ類は成長が遅く、南西諸島海域全体への取り組みの効果発現には長期間を要することから、今後も保護区の設定等により、産卵親魚や小型魚の保護を推進し、資源量の維持・回復を図ることを目標とする。

5 広域資源管理のために講じる措置

漁獲努力量の削減措置

(1) 保護区の設定(図7～10、表2～4参照)

鹿児島県の周年保護区3区と期間保護区16区の計19区、沖縄県の周年保護区1区と期間保護区4区の計5区、方針対象海域全体で24保護区を設定する。

(2) 小型魚の保護

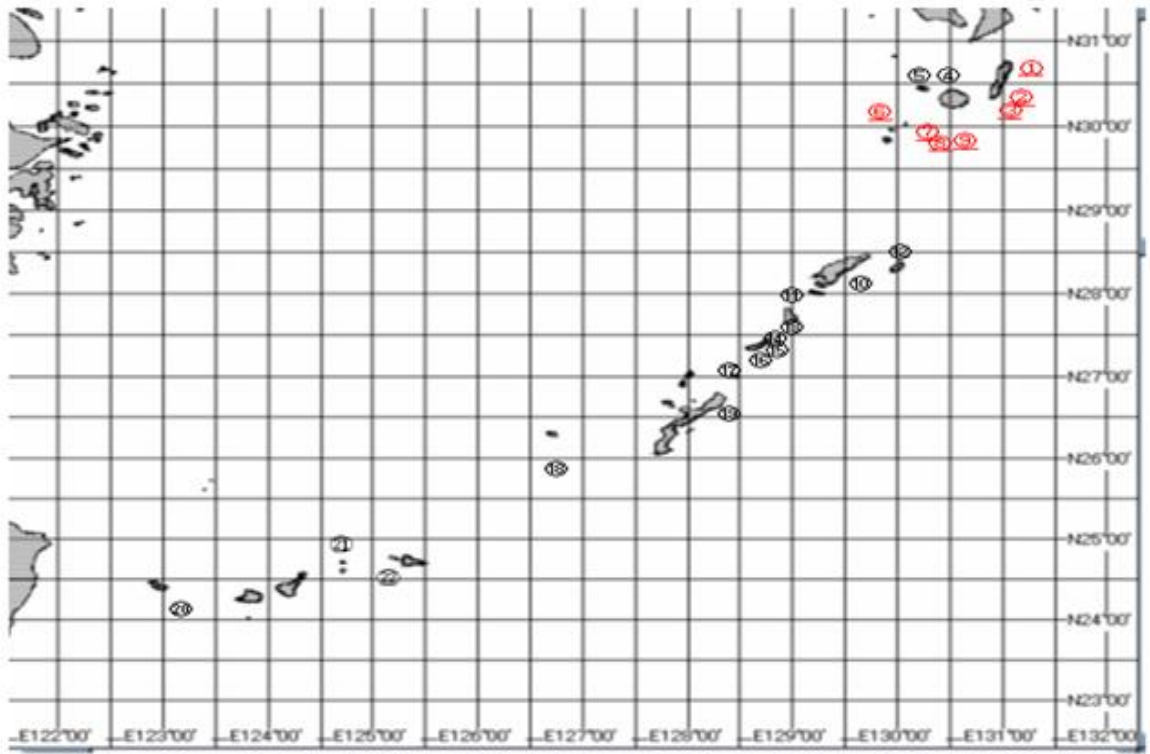
鹿児島海域(熊毛海域・奄美海域)における小型のハマダイが漁獲された場合の漁場移動、沖縄海域における尾叉長30cm未満のハマダイ、20cm未満のアオダイ、ヒメダイ及びオオヒメが釣れた場合の漁場移動あるいは釣針の水深の変更を実施する。

(3) その他

①鹿児島海域(熊毛海域・奄美海域)の期間保護区内におけるハマダイの専獲(漁獲可能な時期でも)を控える取組を実施する。

②上記措置以外に自主規制により取り組んでいる漁業・地区については、引き続き資源管理の取組が後退することのないように努める。

なお、対象資源の動向を勘案しつつ、必要に応じて休漁期間及び保護区域の追加あるいは効率化のための見直し等を検討していく。



①～④は保護区

図7 南西諸島海域マチ類広域資源管理方針対象海域

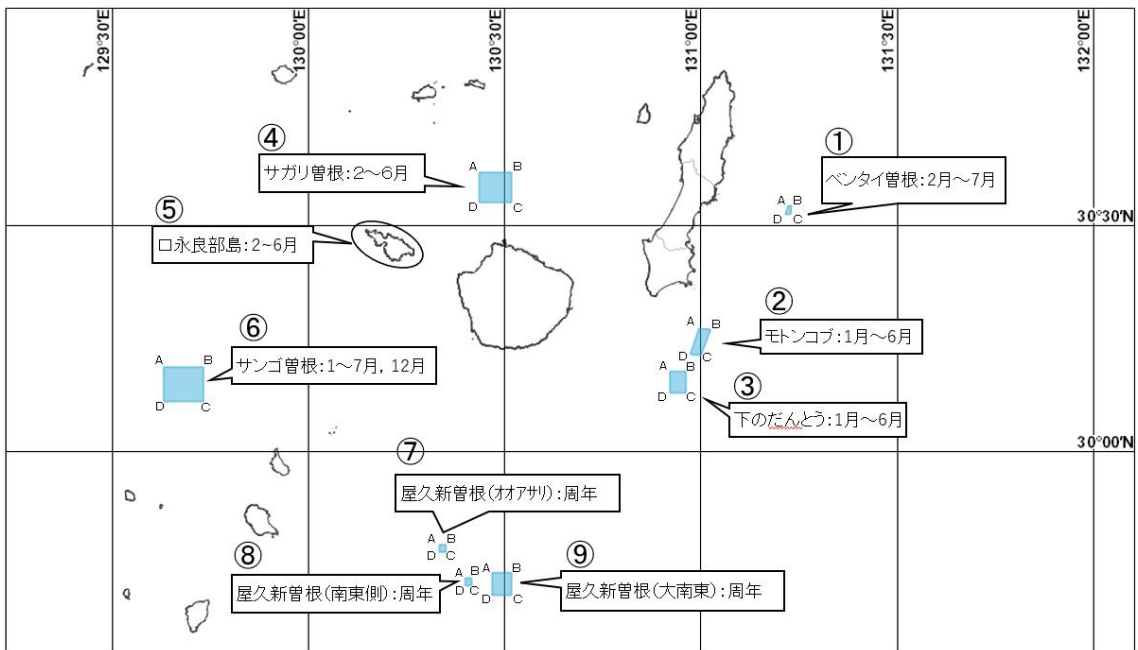


図8 鹿児島県熊毛海域の保護区

表2 鹿児島県熊毛海域の保護区

保護区 番号	漁協	地区名	保護区の曾根 名	地点名	緯度	緯度分	経度	経度分	保護 期間
①	種子島漁協・南種子町漁協	中種子 南種子	ベンタイ曾根	A	30	32.6	131	13.4	2~7 月
				B	30	32.6	131	13.9	
				C	30	31.4	131	13.7	
				D	30	31.4	131	12.8	
②	種子島漁協・南種子町漁協・屋久島漁協	中種子 南種子 安房	モトンコブ	A	30	16.3	130	59.59	1~6 月
				B	30	16.2	131	1.5	
				C	30	12.8	131	0.0	
				D	30	13.0	130	58.4	
③	種子島漁協・南種子町漁協・屋久島漁協	中種子 南種子 安房	下のだんとう	A	30	10.7	130	55.19	1~6 月
				B	30	10.61	130	57.67	
				C	30	7.8	130	57.64	
				D	30	7.79	130	55.2	
④	屋久島漁協	上屋久	サガリ曾根	A	30	37.0	130	26.0	2~6 月
				B	30	37.0	130	31.0	
				C	30	33.0	130	31.0	
				D	30	33.0	130	26.0	
⑤	屋久島漁協	上屋久 栗生	口永良部島	距岸1マイル以内					2~6 月
⑥	屋久島漁協・指宿漁協	上屋久 安房 栗生 指宿岩本	サンゴ曾根	A	30	11.3	129	37.8	1~7 月 12月
				B	30	11.3	129	43.9	
				C	30	6.7	129	43.9	
				D	30	6.7	129	37.8	
⑦	種子島漁協・南種子町漁協・屋久島漁協	中種子 南種子 安房 栗生	屋久新曾根 (オオアサリ)	A	29	47.7	130	19.9	周年
				B	29	47.7	130	20.9	
				C	29	46.7	130	20.9	
				D	29	46.7	130	19.9	
⑧			屋久新曾根 (南東側)	A	29	43.2	130	23.9	
				B	29	43.2	130	24.9	
				C	29	42.2	130	24.9	
				D	29	42.2	130	23.9	
⑨			屋久新曾根 (大南東)	A	29	44.0	130	28.0	
				B	29	44.0	130	31.0	
				C	29	41.0	130	31.0	
				D	29	41.0	130	28.0	

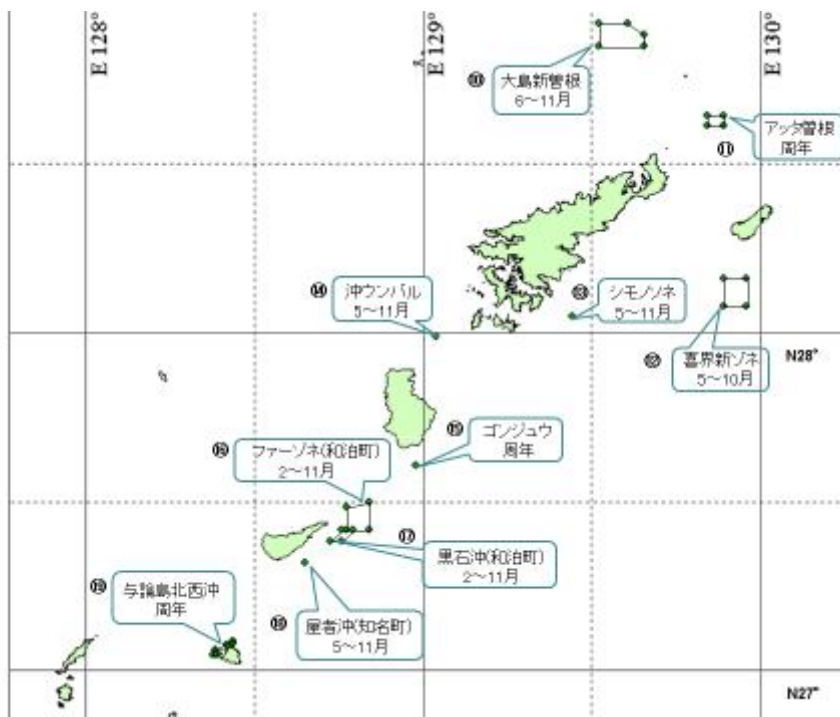


図9 鹿児島県奄美海域の保護区

表3 鹿児島県奄美海域の保護区

保護区 番号	漁協	地区名	保護区の曾 根名	地点名	緯度	緯度分	経度	経度分	保護期 間
⑩	奄美漁協・名瀬漁 協・喜界島漁協	龍郷 笠利 名瀬 喜界島	大島新曾根	A	28	55.3	129	30.8	6~11 月
				B	28	55.3	129	35.9	
				C	28	53.3	129	38.9	
				D	28	51.2	129	38.9	
				E	28	51.2	129	30.8	
⑪			アッタ曾根	A	28	39.0	129	50.0	周年
				B	28	39.0	129	53.0	
				C	28	37.0	129	50.0	
				D	28	37.0	129	53.0	
⑫			喜界新ゾネ	A	28	10.0	129	53.0	5~10 月
				B	28	10.0	129	57.0	
				C	28	5.0	129	57.0	
				D	28	5.0	129	53.0	
⑬	瀬戸内漁協	瀬戸内	シモノソネ	中心とした 半径 500m	28	3.258	129	25.996	5~11 月
⑭	瀬戸内漁協・とく のしま漁協	瀬戸内 徳之島	沖ウンバル	中心とした 半径 1000m	27	59.587	129	1.678	5~11 月

⑮	とくのしま漁協	徳之島	ゴンジュウ	中心とした 半径 1000m	27	36.746	128	58.194	周年
⑯	沖永良部島漁協	沖永良部 島	ファーズネ (和泊町)	A	27	29.2	128	45.8	2~11 月
				B	27	30.2	128	49.9	
				C	27	25.2	128	49.9	
				D	27	25.2	128	45.8	
⑰			黒石沖 (和泊町)	A	27	25.2	128	44.9	2~11 月
				B	27	25.2	128	46.9	
				C	27	23.2	128	44.9	
				D	27	23.2	128	42.9	
⑱			屋者沖 (知名町)	中心とした 半径 0.6 マ イル	27	19.5	128	38.5	5~11 月
⑲	与論町漁協	与論	与論島北西 沖	A	27	3.0	128	22.1	周年
				B	27	4.0	128	22.4	
				C	27	4.9	128	24.6	
				D	27	5.5	128	25.7	
				E	27	5.1	128	25.7	
				F	27	4.6	128	24.8	
				G	27	3.8	128	22.7	
				H	27	3.0	128	22.8	

(世界測地系)

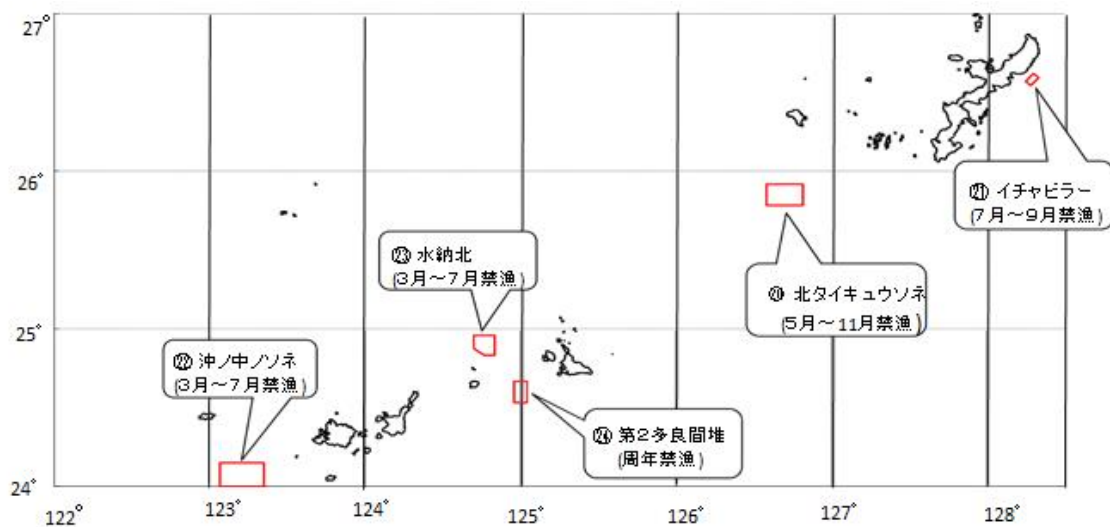


図 10 沖縄県沖縄海域の保護区

表 4 沖縄県沖縄海域の保護区

保護区番号	地区名	保護区の曾根名	地点名	緯度	緯度分	経度	経度分	保護期間
⑳	沖縄本島地区	北タイキウソ ネ	A	25	55.0	126	35.0	5～11月
			B	25	55.0	126	49.0	
			C	25	47.0	126	49.0	
			D	25	47.0	126	35.0	
㉑	先島地区	イチャビラー (東村沖)	A	26	37.0	128	18.0	7～9月
			B	26	35.5	128	20.0	
			C	26	32.5	128	17.0	
			D	26	34.0	128	15.0	
㉒	先島地区	沖ノ中ノソネ	A	24	9.0	123	4.0	3～7月
			B	24	9.0	123	21.0	
			C	24	0.0	123	21.0	
			D	24	0.0	123	4.0	
㉓	先島地区	水納北	A	24	57.5	124	42.0	3～7月
			B	24	57.5	124	50.0	
			C	24	50.0	124	50.0	
			D	24	50.0	124	46.0	
			E	24	52.5	124	42.0	
㉔	先島地区	第2多良間堆 東	A	24	40.0	124	57.5	周年
			B	24	40.0	125	2.5	
			C	24	32.0	125	2.5	

			D	24	32.0	124	24.32	
--	--	--	---	----	------	-----	-------	--

(世界測地系)

6 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

本方針に基づく漁獲努力量の削減措置の実効性を担保するために、必要に応じて漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく漁業調整委員会指示をする。

7 広域資源管理の実施に伴う進行管理

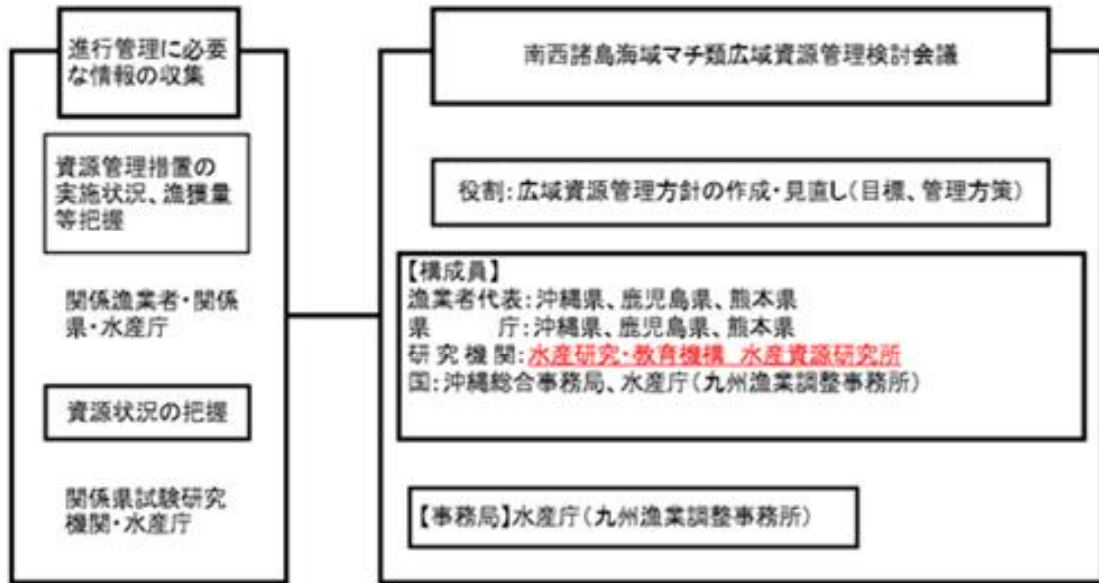
(1) マチ類広域資源管理検討会議の設置

- ① 南西諸島海域に広域に分布回遊するマチ類の広域資源管理を関係漁業者、関係県等が連携・協力して実施するため、関係県漁業者代表（関係県漁連）、関係県行政・研究機関、水産研究所、沖縄総合事務局、九州漁業調整事務所が一堂に会して、資源水準、漁業経営等を踏まえた「広域資源管理方針」の検討、作成及び見直しを行うことを目的として「マチ類広域資源管理検討会議」を設置する。
- ② 構成員は、沖縄県、鹿児島県、熊本県及び関係県漁業者代表（関係県漁連）、水産研究・教育機構 水産資源研究所、沖縄総合事務局、九州漁業調整事務所とする。
- ③ 事務局は、九州漁業調整事務所とする。
- ④ 構成員以外の県等の会議出席については、本会議の構成員で協議する。

(2) 進行管理に必要な情報の収集

- ① 関係漁業者、関係県及び水産庁は、資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行う。
- ② 沖縄総合事務局、水産庁と関係県は連携して、資源状況の把握を行う。

(3) 進行管理に関する組織体制



8 広域資源管理方針の取扱い

- (1) 南西諸島海域マチ類広域資源管理方針は、関係県（関係漁連）間の合意文書とし、九州漁業調整事務所長を立会人とする。また、広域資源管理方針は、広域漁業調整委員会へ報告する。
- (2) 南西諸島海域マチ類広域資源管理方針は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までとし、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 広域資源管理方針は、県資源管理方針に反映させる。

南西諸島海域マチ類広域資源管理方針の新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">南西諸島海域マチ類広域資源管理方針</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和6年1月23日</p> <p>1 はじめに</p> <p>南西諸島海域に広域に分布するマチ類4魚種（「アオダイ」、「ハマダイ」、「ヒメダイ」、「オオヒメ」）の資源を回復させるために、平成17年度（2005年度）から平成30年度（2018年度）の間、資源回復計画（平成17年度～平成23年度）や広域資源管理方針（平成24年度～<u>令和5年度</u>）に基づく取組（保護区の設定、小型魚保護等）を関係漁業者（関係漁連）、関係県、研究機関及び水産庁（九州漁業調整事務所）間において連携・協力して実施してきたところである。これらの取組の効果発現には長期間を要することから、今回、<u>令和6年度</u>以降の南西諸島海域マチ類広域資源管理方針を作成する。</p> <p>2 資源の現状と広域資源管理の必要性</p> <p>(1) 資源の特性と資源水準等の現状</p> <p>① 資源の特性</p> <p>マチ類は我が国周辺では伊豆諸島及び紀伊半島以南の周辺海域、南西諸島海域に分布する熱帯系の魚である（図1参照）。</p> <p>「マチ」とは沖縄県で使用される通称で、フェダイ科（約17種）、ムツ科（2種）及びハチビキ科（3種）の総称であり、鹿児島県では、ムツ、キンメダイ、メダイなども含めた「瀬物類」という呼称が一般的である。</p> <p>本方針では、これらの中でも漁業者が特に重要魚種としているフェダイ科の「アオダイ」、「ハマダイ」、「ヒメダイ」及び「オオヒメ」の4魚種（以下「マチ類4魚種」という。）を対象魚種とした。</p> <p>また、マチ類の主要漁場は沖合の水深100m以深の曾根付近であり、いわゆる「瀬付き魚」</p>	<p style="text-align: center;">南西諸島海域マチ類広域資源管理方針</p> <p style="text-align: right; color: blue;">平成31年3月6日</p> <p>1 はじめに</p> <p>南西諸島海域に広域に分布するマチ類4魚種（「アオダイ」、「ハマダイ」、「ヒメダイ」、「オオヒメ」）の資源を回復させるために、平成17年度（2005年度）から平成30年度（2018年度）の間、資源回復計画（平成17年度～平成23年度）や広域資源管理方針（平成24年度～<u>平成30年度</u>）に基づく取組（保護区の設定、小型魚保護等）を関係漁業者（関係漁連）、関係県、研究機関及び水産庁（九州漁業調整事務所）間において連携・協力して実施してきたところである。これらの取組の効果発現には長期間を要することから、今回、<u>平成31年度</u>以降の南西諸島海域マチ類広域資源管理方針を作成する。</p> <p>2 資源の現状と広域資源管理の必要性</p> <p>(1) 資源の特性と資源水準等の現状</p> <p>① 資源の特性</p> <p>マチ類は我が国周辺では伊豆諸島及び紀伊半島以南の周辺海域、南西諸島海域に分布する熱帯系の魚である（図1参照）。</p> <p>「マチ」とは沖縄県で使用される通称で、フェダイ科（約17種）、ムツ科（2種）及びハチビキ科（3種）の総称であり、鹿児島県では、ムツ、キンメダイ、メダイなども含めた「瀬物類」という呼称が一般的である。</p> <p>本方針では、これらの中でも漁業者が特に重要魚種としているフェダイ科の「アオダイ」、「ハマダイ」、「ヒメダイ」及び「オオヒメ」の4魚種（以下「マチ類4魚種」という。）を対象魚種とした。</p> <p>また、マチ類の主要漁場は沖合の水深100m以深の曾根付近であり、いわゆる「瀬付きの</p>

であるが、成魚が曾根間を移動するか否かについては、一部の魚種については移動が示唆されているものの、現時点では明らかになっていない。また、卵稚仔や幼魚期の分散過程や分散範囲についても知見が乏しく、明らかになっていない。マチ類4魚種の呼称及び魚種別の生息及び漁獲水深は別表1のとおりである。

マチ類4魚種の50%成熟年齢（おおよその尾叉長）はアオダイが2歳（35cm）、ハマダイが9歳（67cm）、ヒメダイが2歳（25cm）、オオヒメが2歳（36cm）と推定され、南西諸島海域における産卵期は種によってわずかに異なるが、3～11月であると推定されている。なお、アオダイ、ハマダイ、ヒメダイ、オオヒメの成長は図2のとおり推定されている。

別表1

魚種名	呼 称		水 深 (m)	
	鹿児島県	沖縄県	生 息	漁 獲
アオダイ	ホタ	シチューマチ	80～300	100～250
ハマダイ	チビキ、アカマツ等	アカマチ	110～500	200～380
ヒメダイ	イナゴ、コマツ等	クルキンマチ	100～400	100～300
オオヒメ	クロマツ、マルマツ等	マーマチ	70～300	100～300

② 漁獲量の推移

鹿児島市中央卸売市場におけるマチ類4魚種の水揚げ量は、昭和63年(1988年)まではおおよそ800トン前後で増減しつつ横ばい状態で推移していたが、昭和64年(1989年)以降急激に減少に転じ、令和3年(2021年)の水揚げ量は141トンで、昭和44年(1969年)の最高値1,145トンのおおよそ12%まで減少している(図3参照)。

沖縄県におけるマチ類4魚種の漁獲量は、平成10年(1998年)までは800トンを超えていたが、その後、減少傾向に転じ、令和3年(2021年)には269トンとなっている(図4参照)。

③ 資源水準と資源動向

南西諸島海域におけるマチ類4魚種の資源は、1980年代後半から1990年代にかけて急激に減少し、平成9年(1997年)以降の資源水準は4魚種ともに低位にある。資源の動向については、

魚」であるが、成魚が曾根間を移動するか否かについては、一部の魚種については移動が示唆されているものの、現時点では明らかになっていない。また、卵稚仔や幼魚期の分散過程や分散範囲についても知見が乏しく、明らかになっていない。マチ類4魚種の呼称及び魚種別の生息及び漁獲水深は別表1のとおりである。

マチ類4魚種の50%成熟年齢（おおよその尾叉長）はアオダイが4歳（35cm）、ハマダイが8歳（67cm）、ヒメダイが1歳（25cm）、オオヒメが2歳（36cm）と推定され、南西諸島海域における産卵期は種によってわずかに異なるが、3～11月であると推定されている。なお、アオダイ、ハマダイ、ヒメダイ、オオヒメの成長は図2のとおり推定されている。

別表1

魚種名	呼 称		水 深 (m)	
	鹿児島県	沖縄県	生 息	漁 獲
アオダイ	ホタ	シチューマチ	80～300	100～250
ハマダイ	チビキ、アカマツ等	アカマチ	110～500	200～380
ヒメダイ	イナゴ、コマツ等	クルキンマチ	100～400	100～300
オオヒメ	クロマツ、マルマツ等	マーマチ	70～350	100～300

② 漁獲量の推移

鹿児島市中央卸売市場におけるマチ類4魚種の水揚げ量は、昭和63年(1988年)まではおおよそ800トン前後で増減しつつ横ばい状態で推移していたが、昭和64年(1989年)以降急激に減少に転じ、平成29年(2017年)には昭和44年(1969年)の最高値1,145トンのおおよそ一割強まで減少している(図3参照)。

沖縄県におけるマチ類4魚種の漁獲量は、平成10年(1998年)までは800トンを超えていたが、その後、減少傾向に転じ、平成29年(2017年)には358トンとなっている(図4参照)。

③ 資源水準と資源動向

南西諸島海域におけるマチ類4魚種の資源は、1980年代後半から1990年代にかけて著しく減少し、平成9年(1997年)以降の資源水準は4魚種ともに低位にある。資源の動向について

沖縄県八重山漁業協同組合所属船の1隻1航海あたりの漁獲量（C P U E）を資源量指標値とし、令和5年度の資源動向は、アオダイ、ヒメダイ、オオヒメは横ばい、ハマダイは増加傾向であった（図5参照）。

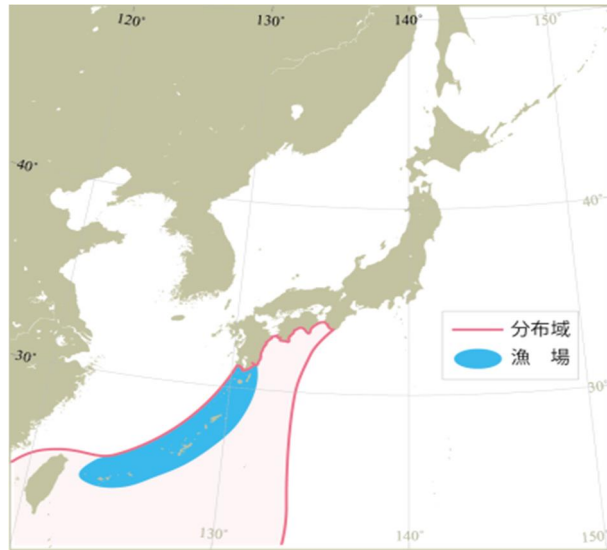
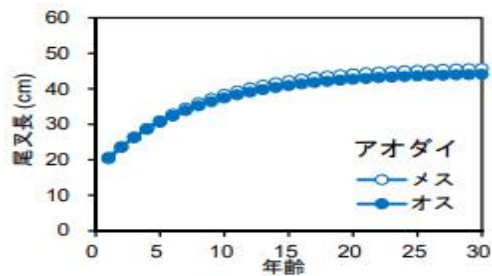


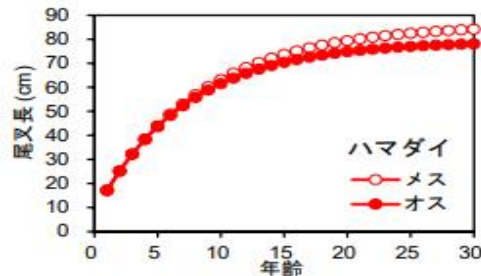
図1 マチ類の分布及び漁場図

資料：「令和5年度我が国周辺水域の漁業資源評価」水産庁増殖推進部、

国立研究開発法人水産研究・教育機構作成

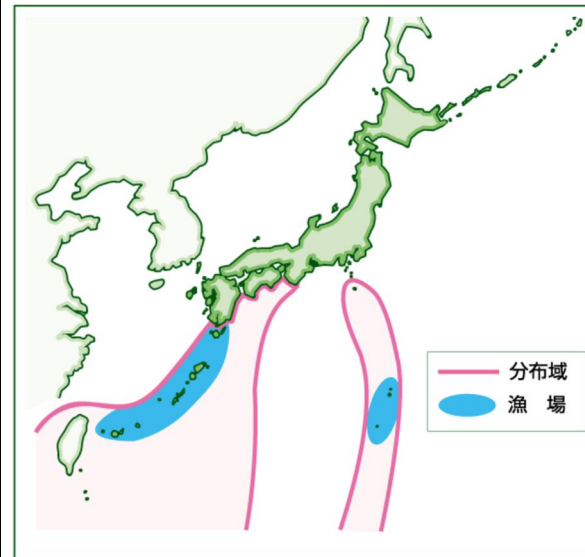


アオダイの成長曲線



ハマダイの成長曲線

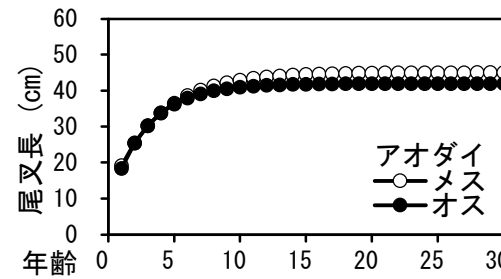
は、沖縄県八重山漁業協同組合所属船の1隻1航海あたりの漁獲量（C P U E）を資源量指標値とし、平成30年度の資源動向はアオダイ、ヒメダイ、オオヒメは横ばい、ハマダイは増加傾向にある（図5参照）。



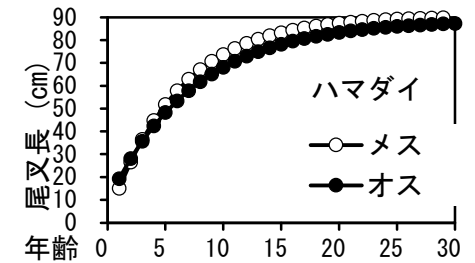
資料：「平成30年度我が国周辺水域の漁業資源評価」水産庁増殖推進部、

国立研究開発法人水産研究・教育機構作成

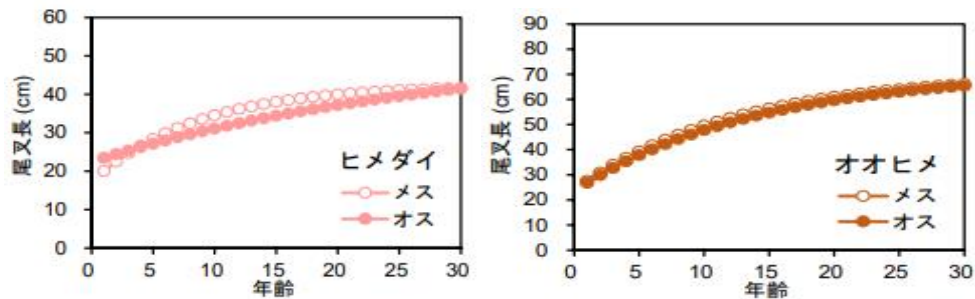
図1 マチ類の分布及び漁場図



アオダイの成長曲線



ハマダイの成長曲線



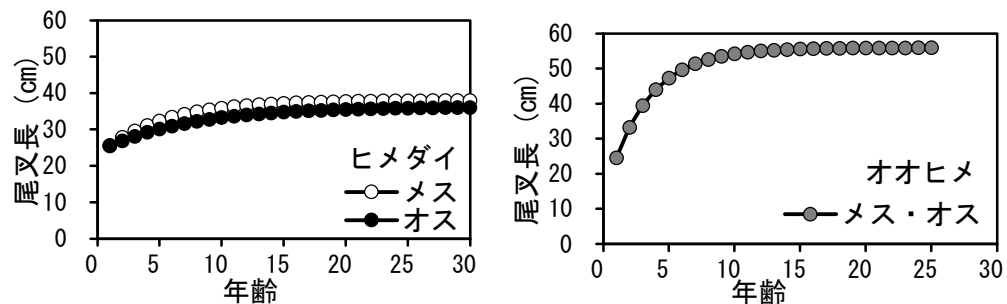
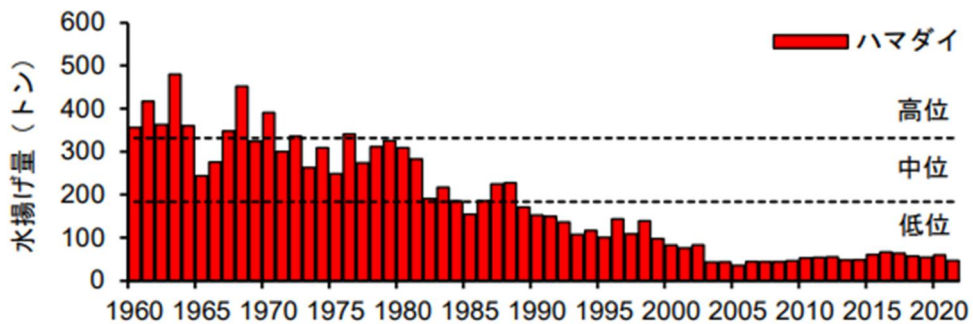
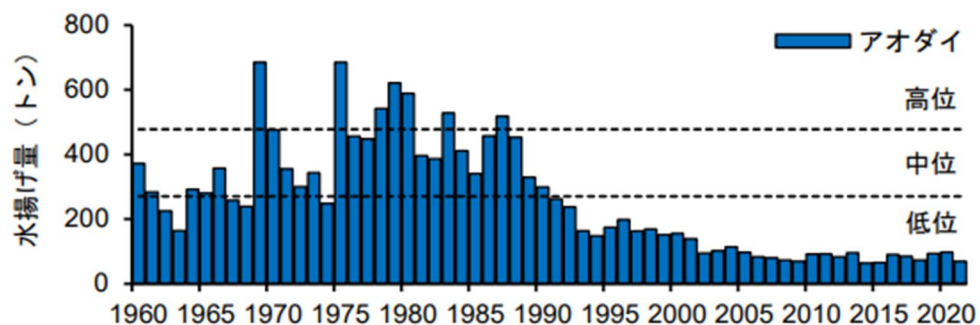
ヒメダイの成長曲線

オオヒメの成長曲線

図2 マチ類4魚種の成長

資料：「令和4年度我が国周辺水域の漁業資源評価」水産庁増殖推進部、

国立研究開発法人水産研究・教育機構作成



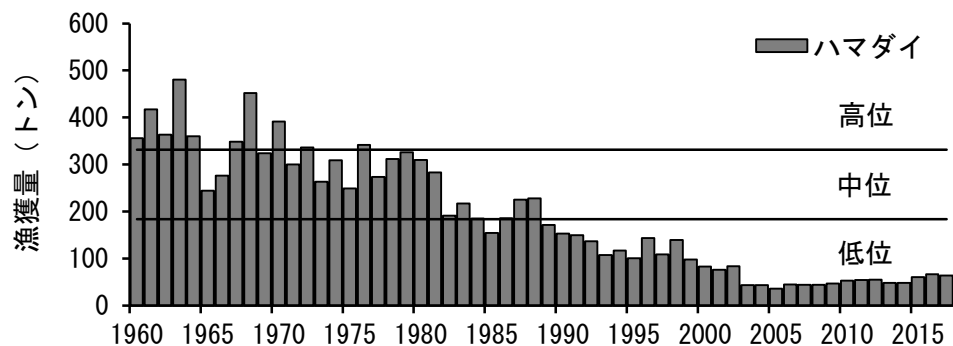
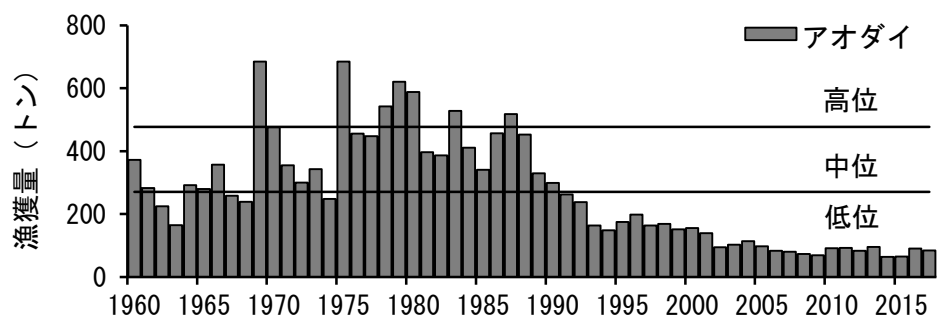
ヒメダイの成長曲線

オオヒメの成長曲線

資料：「平成30年度我が国周辺水域の漁業資源評価」水産庁増殖推進部、

国立研究開発法人水産研究・教育機構作成

図2 マチ類4魚種の成長



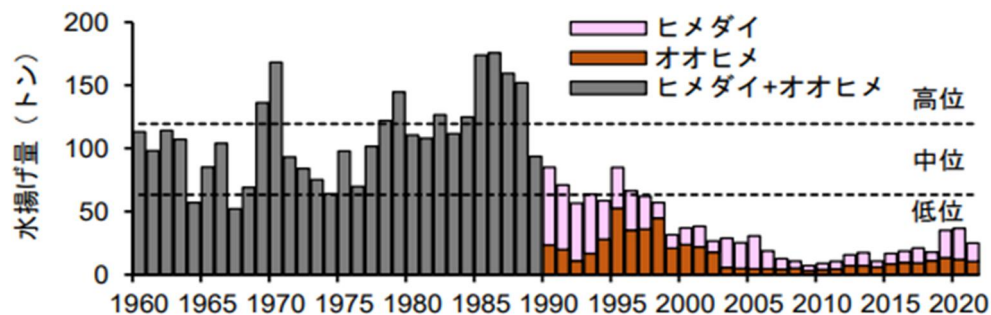
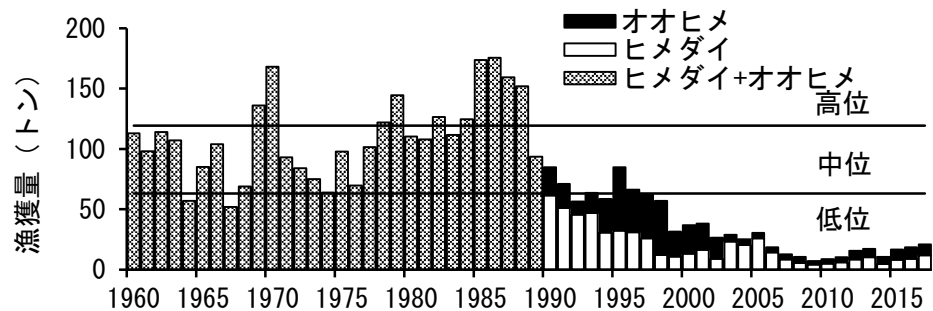


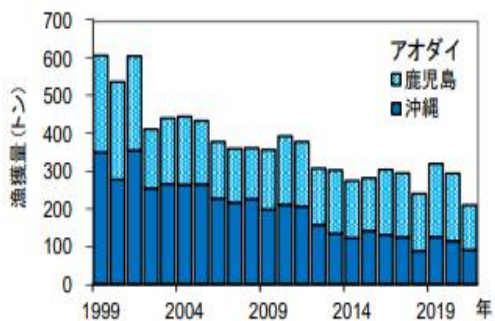
図3 鹿児島市中央卸売市場におけるマチ類4種水揚げ量の経年変化

資料：鹿児島市中央卸売市場のデータを基に水産研究・教育機構 水産資源研究所が作成。

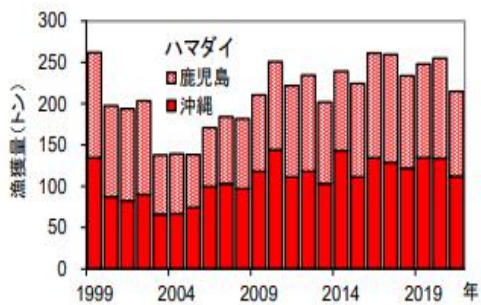


資料：鹿児島市中央卸売市場のデータを基に国立研究法人水産研究・教育機構西海区水産研究所亜熱帯研究センターが作成。

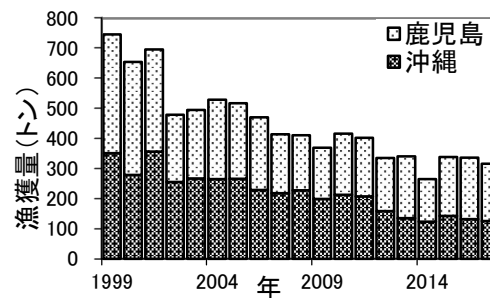
図3 鹿児島市中央卸売市場におけるマチ類4種水揚げ量の経年変化



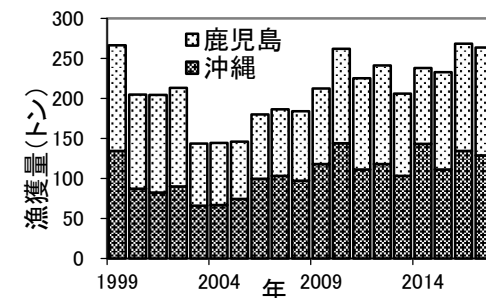
アオダイの漁獲量



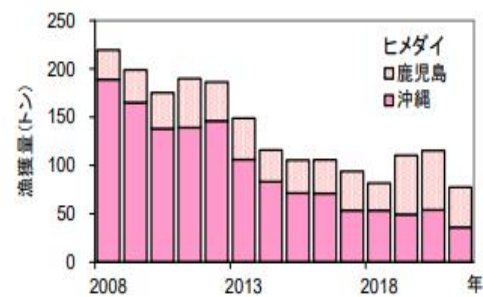
ハマダイの漁獲量



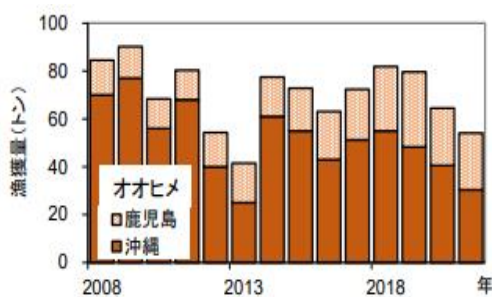
アオダイの漁獲量



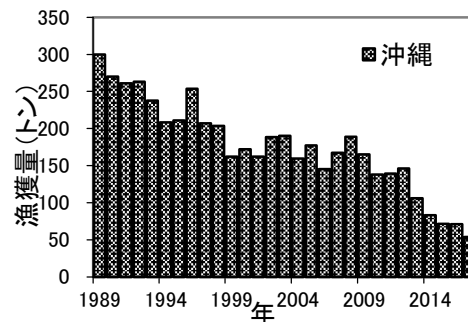
ハマダイの漁獲量



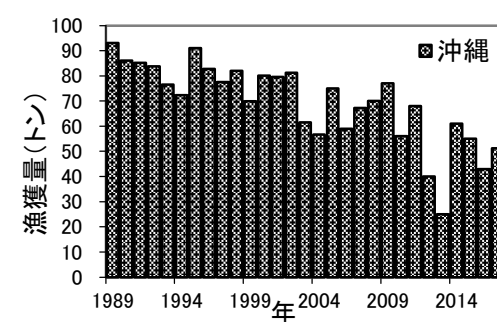
ヒメダイの漁獲量



オオヒメの漁獲量



沖縄県のヒメダイ漁獲量



沖縄県のオオヒメ漁獲量

図4 マチ類の魚種別漁獲量の推移

資料：鹿児島県水産技術開発センターと沖縄県水産海洋技術センターのデータを基に、
 国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所亜熱帯研究センターが作成。

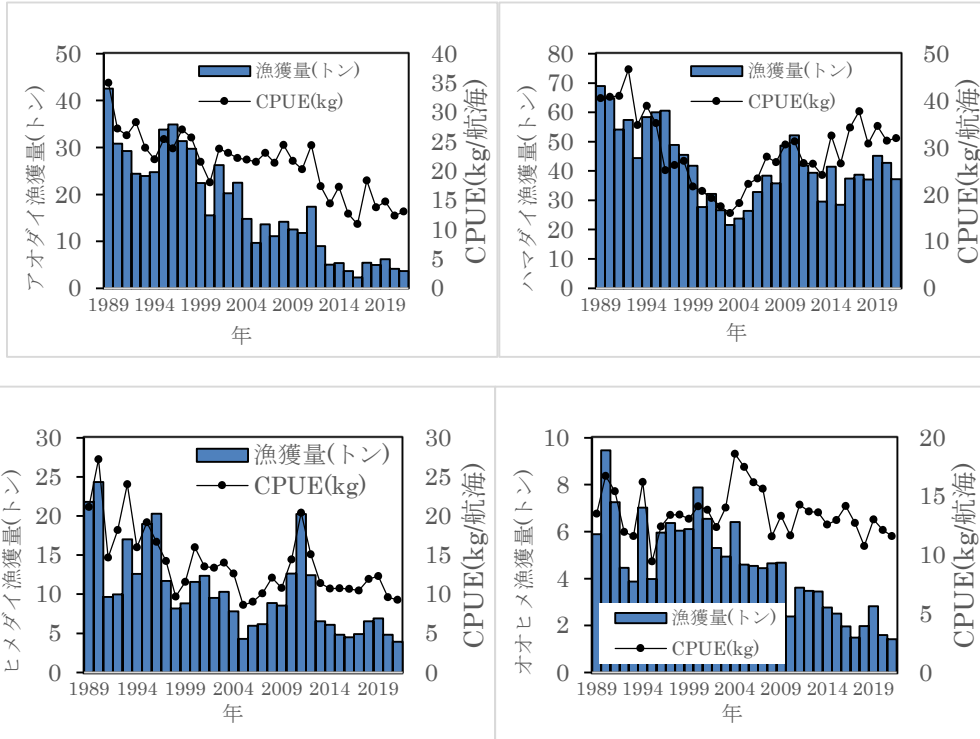


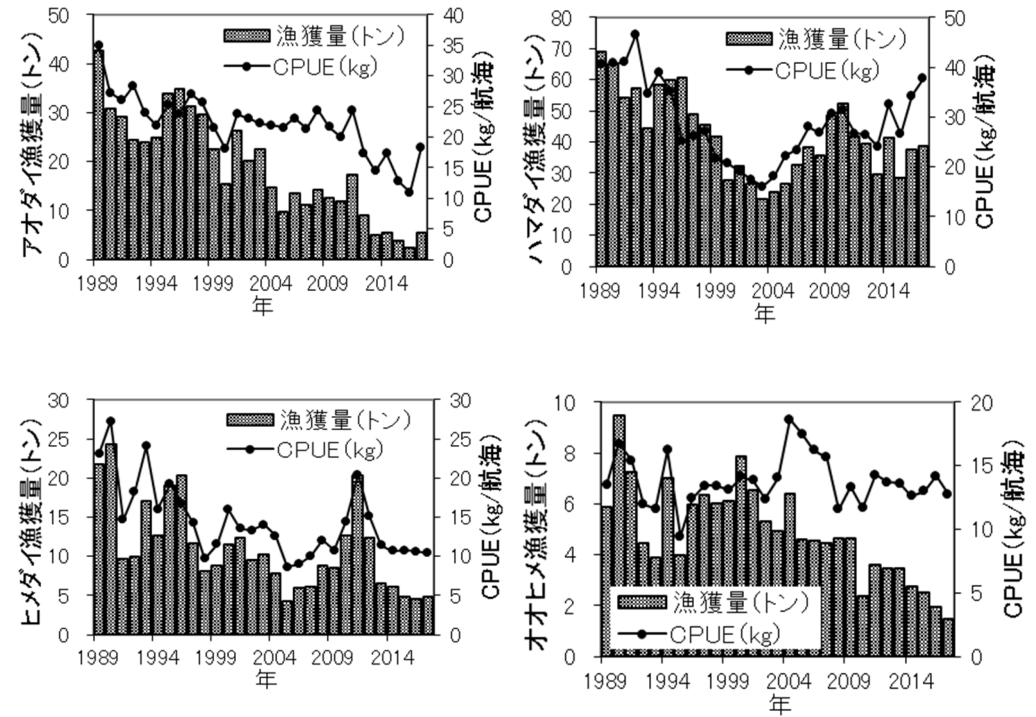
図5 八重山漁協所属船による漁獲量と CPUE

資料：「令和4(2022)年度マチ類(奄美諸島・沖縄諸島・先島諸島)の資源評価」
 国立研究開発法人水産研究・教育機構のデータを基に事務局が作成

(2) 広域資源管理の必要性

資料：鹿児島県水産技術開発センターと沖縄県水産海洋技術センターのデータを基に、
 国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所亜熱帯研究センターが作成。

図4 マチ類の魚種別漁獲量の推移



資料：沖縄県水産海洋技術センターのデータを基に国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所亜熱帯研究センターが作成

図5 八重山漁協所属船による漁獲量と CPUE

(2) 広域資源管理の必要性

南西諸島海域に広域に分布するマチ類4魚種の資源は、これまでの取組により維持回復を図ってきたが、依然として低位であると判断されるため、引き続き適切な資源管理の取り組みが重要である。

そのため、令和6年度以降も、引き続き関係漁業者、関係県、研究機関及び九州漁業調整事務所が連携・協力する「広域資源管理」の取り組みが必要である。

3 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

南西諸島海域におけるマチ類は、鹿児島県では熊毛・奄美海域、沖縄県では本島・先島周辺海域の水深100m以深の曾根で底魚一本釣漁業と底立はえ縄漁業によって漁獲される。

沖縄県では5トン以上の船舶を用いて行う底魚一本釣漁業は、他県漁船も含め知事の許可が必要な漁業と位置づけられている(表1参照)。

平成17年度(2005年度)から、関係県や関係漁業者等と連携・協力して保護区の設定、小型魚の保護などの漁獲努力量削減措置を実施している。

表1 沖縄県における底魚一本釣漁業許可件数 (単位: 隻)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
県内船	174	160	185	179	187	199
県外船	10	9	7	7	7	7
計	184	169	192	186	194	206

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
県内船	228	262	308	340	327
県外船	7	7	6	6	4
計	235	269	314	346	331

資料: 沖縄県からの報告による。

② 漁業形態

南西諸島海域に広域に分布するマチ類4魚種の資源は、これまでの取組により維持回復を図ってきたが、依然として低位であると判断されるため、引き続き適切な資源管理の取り組みが重要である。

そのため、平成31年度以降も、引き続き関係漁業者、関係県、研究機関及び九州漁業調整事務所が連携・協力する「広域資源管理」の取り組みが必要である。

3 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

南西諸島海域におけるマチ類は、鹿児島県では熊毛・奄美海域、沖縄県では本島・先島周辺海域の水深100m以深の曾根で底魚一本釣漁業と底立はえ縄漁業によって漁獲される。

沖縄県では5トン以上の船舶を用いて行う底魚一本釣漁業は、他県漁船も含め知事の許可が必要な漁業と位置づけられている(表1参照)。

平成17年度(2005年度)から、関係県や関係漁業者等と連携・協力して保護区の設定、小型魚の保護などの漁獲努力量削減措置を実施している。

表1 沖縄県における底魚一本釣漁業許可件数 (単位: 隻)

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
県内船	116	111	129	137	176	174
県外船	10	10	10	10	10	10
計	126	121	139	147	186	184

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
県内船	160	185	179	187	199
県外船	9	7	7	7	7
計	169	192	186	194	206

資料: 沖縄県からの報告による。

② 漁業形態

鹿児島、沖縄両県とも底魚一本釣漁業の多くは周年操業するが、時期によってソデイカ漁などの他種漁業との兼業も行われている。

また、底魚一本釣漁業でも操業形態や1航海あたりの操業日数に違いがあり、奄美群島や熊本地区では日帰り操業が多く、沖縄諸島や先島諸島においては、5トン未満の小型漁船は2～3日、5トン以上の漁船では1週間程度の操業が主体である。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

南西諸島海域マチ類の資源管理については、沖縄県は保護区の設定に当たり沖縄海区漁業調整委員会が指示を発出して禁漁を公的に措置しており、鹿児島県は関係漁業者の協力のもと自主的ルールとして実施している。

② 遊漁の現状

鹿児島、沖縄両県において、マチ類は遊漁の主対象とはなっていないが、沖縄県においては遊漁も含めた禁漁を沖縄海区漁業調整委員会指示により公的に措置しており、また、鹿児島県においては漁業者同様遊漁者にも協力を要請している。

4 広域資源管理方針の目標

対象資源の水準は低位で資源動向は横ばい・増加傾向にある。マチ類は成長が遅く、南西諸島海域全体への取り組みの効果発現には長期間を要することから、今後も保護区の設定等により、産卵親魚や小型魚の保護を推進し、資源量の維持・回復を図ることを目標とする。

5 広域資源管理のために講じる措置

漁獲努力量の削減措置

(1) 保護区の設定(図7～10、表2～4参照)

鹿児島県の周年保護区3区と期間保護区16区の計19区、沖縄県の周年保護区1区と期間保護区4区の計5区、方針対象海域全体で24保護区を設定する。

鹿児島、沖縄両県とも底魚一本釣漁業の多くは周年操業するが、時期によってソデイカ漁などの他種漁業との兼業も行われている。

また、底魚一本釣漁業でも操業形態に違いがあり、鹿児島県では日帰り操業が多く、沖縄本島や八重山諸島においては1航海あたりの操業日数は、5トン未満の小型漁船は1～3日、5トン以上の漁船では1週間程度である。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

南西諸島海域マチ類の資源管理については、沖縄県は保護区の設定に当たり沖縄海区漁業調整委員会が指示を発出して禁漁を公的に措置しており、鹿児島県は関係漁業者の協力のもと自主的ルールとして実施している。

② 遊漁の現状

鹿児島、沖縄両県において、マチ類は遊漁の主対象とはなっていないが、沖縄県においては遊漁も含めた禁漁を沖縄海区漁業調整委員会指示により公的に措置しており、また、鹿児島県においては漁業者同様遊漁者にも協力を要請している。

4 広域資源管理方針の目標

対象資源の水準は低位で資源動向は横ばい・増加傾向にある。マチ類は成長が遅く、南西諸島海域全体への取り組みの効果発現には長期間を要することから、今後も保護区の設定等により、産卵親魚や小型魚の保護を推進し、資源量の維持・回復を図ることを目標とする。

5 広域資源管理のために講じる措置

漁獲努力量の削減措置

(1) 保護区の設定(図7～10、表2～4参照)

鹿児島県の周年保護区3区と期間保護区16区の計19区、沖縄県の周年保護区1区と期間保護区4区の計5区、方針対象海域全体で24保護区を設定する。

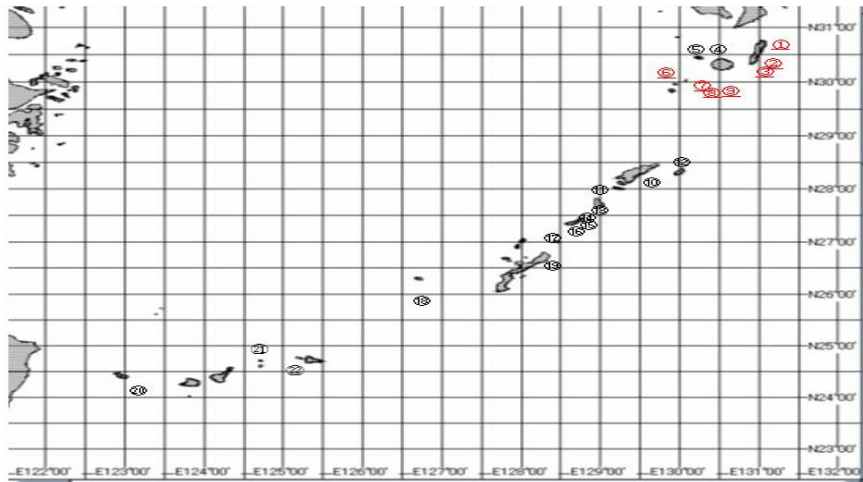
(2) 小型魚の保護

鹿児島海域（熊毛海域・奄美海域）における小型のハマダイが漁獲された場合の漁場移動、沖縄海域における尾叉長 30cm 未満のハマダイ、20cm 未満のアオダイ、ヒメダイ及びオオヒメが釣れた場合、漁場移動あるいは釣針の水深の変更を実施する。

(3) その他

- ①鹿児島海域(熊毛海域・奄美海域)の期間保護区内におけるハマダイの専獲（漁獲可能な時期でも）を控える取組を実施する。
- ②上記措置以外に自主規制により取り組んでいる漁業・地区については、引き続き資源管理の取組が後退することのないように努める。

なお、対象資源の動向を勘案しつつ、必要に応じて休漁期間及び保護区域の追加あるいは効率化のための見直し等を検討していく。



①～④は保護区

図7 南西諸島海域マチ類広域資源管理方針対象海域

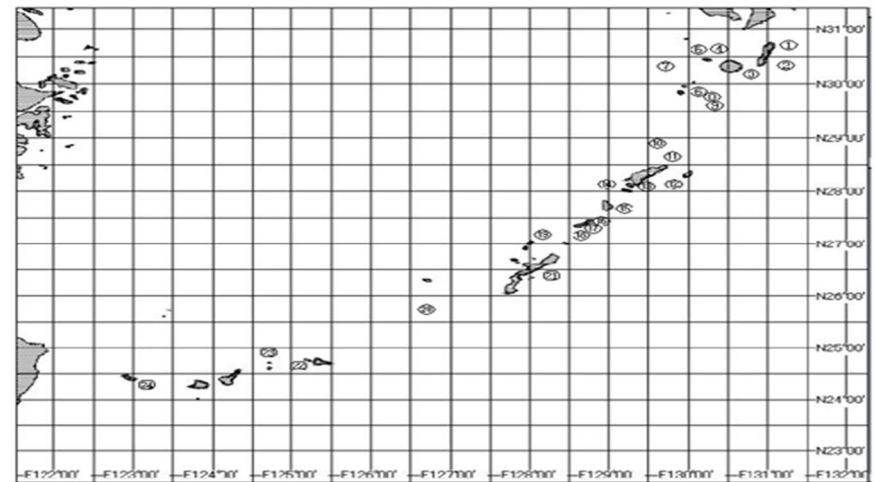
(2) 小型魚の保護

鹿児島海域（熊毛海域・奄美海域）における小型のハマダイが漁獲された場合の漁場移動、沖縄海域における尾叉長 30cm 未満のハマダイ、20cm 未満のアオダイ、ヒメダイ及びオオヒメが釣れた場合、漁場を移動あるいは漁具の設定水深を変更する取組を実施する。

(3) その他

- ①鹿児島海域(熊毛海域・奄美海域)の期間保護区内におけるハマダイの専獲（漁獲可能な時期でも）を控える取組を実施する。
- ②上記措置以外に自主規制により取り組んでいる漁業・地区については、引き続き資源管理の取組が後退することのないように努める。

なお、対象資源の動向を勘案しつつ、必要に応じて休漁期間及び保護区域の追加あるいは効率化のための見直し等を検討していく。



①～④は保護区

図7 南西諸島海域マチ類広域資源管理方針対象海域

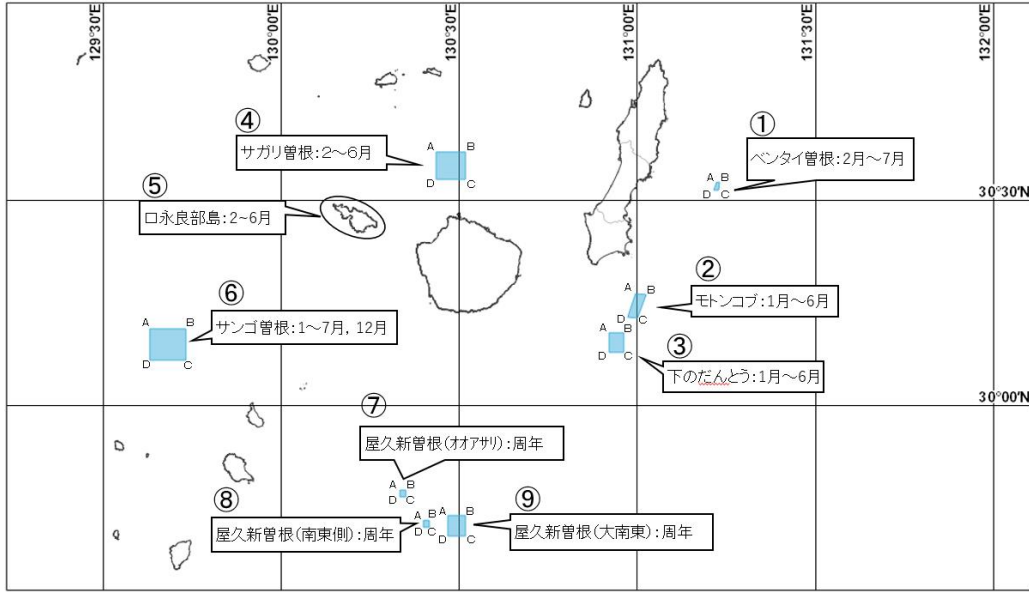


図8 鹿児島県熊毛海域の保護区

表2 鹿児島県熊毛海域の保護区

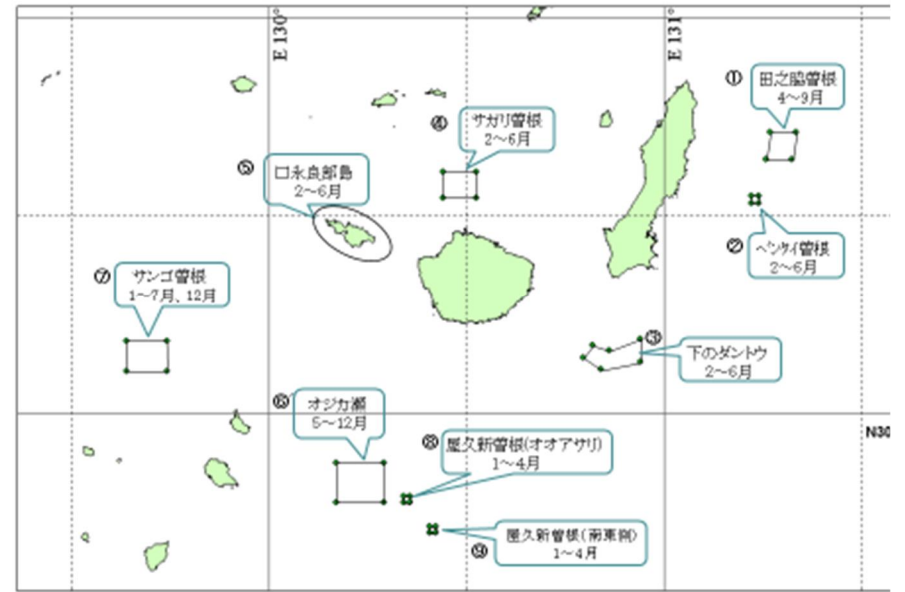


図8 鹿児島県熊毛海域の保護区

表2 鹿児島県熊毛海域の保護区

保護区 番号	漁協	地区名	保護区の曾根 名	地点名	緯度	緯度分	経度	経度分	保護 期間
①	種子島漁協・南種子町漁協	中種子 南種子	ペンタイ曾根	A	30	32.6	131	13.4	2~7 月
				B	30	32.6	131	13.9	
				C	30	31.4	131	13.7	
				D	30	31.4	131	12.8	
②	種子島漁協・南種子町漁協・屋久島漁協	中種子 南種子 安房	モトノコブ	A	30	16.3	130	59.59	1~6 月
				B	30	16.2	131	1.5	
				C	30	12.8	131	0.0	
				D	30	13.0	130	58.4	
③	種子島漁協・南種子町漁協・屋久島漁協	中種子 南種子 安房	下のだんとう	A	30	10.7	130	55.19	1~6 月
				B	30	10.61	130	57.67	
				C	30	7.8	130	57.64	
				D	30	7.79	130	55.2	
④	屋久島漁協	上屋久	サガリ曾根	A	30	37.0	130	26.0	2~6 月
				B	30	37.0	130	31.0	
				C	30	33.0	130	31.0	
				D	30	33.0	130	26.0	
⑤	屋久島漁協	上屋久 粟生	口永良部島	距岸1マイル以内				2~6 月	
⑥	屋久島漁協・指宿漁協	上屋久 安房 粟生 指宿岩本	サンゴ曾根	A	30	11.3	129	37.8	1~7 月 12月
				B	30	11.3	129	43.9	
				C	30	6.7	129	43.9	
				D	30	6.7	129	37.8	
⑦	種子島漁協・南種子町漁協・屋久島漁協	中種子 南種子 安房 粟生	屋久新曾根 (オオアサリ)	A	29	47.7	130	19.9	周年
				B	29	47.7	130	20.9	
				C	29	46.7	130	20.9	
				D	29	46.7	130	19.9	
⑧			屋久新曾根 (南東側)	A	29	43.2	130	23.9	
				B	29	43.2	130	24.9	
				C	29	42.2	130	24.9	
				D	29	42.2	130	23.9	
⑨			屋久新曾根 (大南東)	A	29	44.0	130	28.0	
				B	29	44.0	130	31.0	
				C	29	41.0	130	31.0	
				D	29	41.0	130	28.0	

保護区 番号	漁協	地区名	保護区の曾根 名	地点名	緯度	緯度分	経度	経度分	保護期間
①	種子島漁協	浦田 中種子	田之脇曾根	A	30	43.0	131	15.7	4~9月
				B	30	43.0	131	19.7	
				C	30	38.8	131	19.7	
				D	30	38.8	131	15.0	
②	種子島漁協・南種子町漁協	中種子 南種子	ペンタイ曾根 (羨り)	A	30	33.3	131	12.8	2~6月
				B	30	33.3	131	13.9	
				C	30	32.2	131	13.9	
				D	30	32.2	131	12.8	
③	種子島漁協・南種子町漁協・屋久島漁協	中種子 南種子 安房	下のダントウ	A	30	10.6	130	48.6	2~6月
				B	30	9.8	130	51.2	
				C	30	11.5	130	56.0	
				D	30	8.1	130	56.0	
				E	30	6.9	130	50.0	
				F	30	8.7	130	47.2	
④	屋久島漁協	上屋久	サガリ曾根	A	30	37.0	130	26.0	2~6月
				B	30	37.0	130	31.0	
				C	30	33.0	130	31.0	
				D	30	33.0	130	26.0	
⑤	屋久島漁協	上屋久 粟生	口永良部島	距岸1マイル以内				2~6月	
⑥	南種子町漁協・屋久島漁協	南種子 安房 粟生	オジカ瀬	A	29	52.8	130	9.7	5~12月
				B	29	52.8	130	17.0	
				C	29	46.8	130	17.0	
				D	29	46.8	130	9.7	
⑦	屋久島漁協・指宿漁協	上屋久 安房 粟生 指宿岩本	サンゴ曾根	A	30	11.3	129	37.8	1~7月 12月
				B	30	11.3	129	43.9	
				C	30	6.7	129	43.9	
				D	30	6.7	129	37.8	
⑧	種子島漁協・南種子町漁協・屋久島漁協	中種子 南種子 安房 粟生	屋久新曾根 (オオアサリ)	A	29	47.7	130	19.9	1~4月
				B	29	47.7	130	20.9	
				C	29	46.7	130	20.9	
				D	29	46.7	130	19.9	
⑨			屋久新曾根 (南東側)	A	29	43.2	130	23.9	1~4月
				B	29	43.2	130	24.9	
				C	29	42.2	130	24.9	
				D	29	42.2	130	23.9	

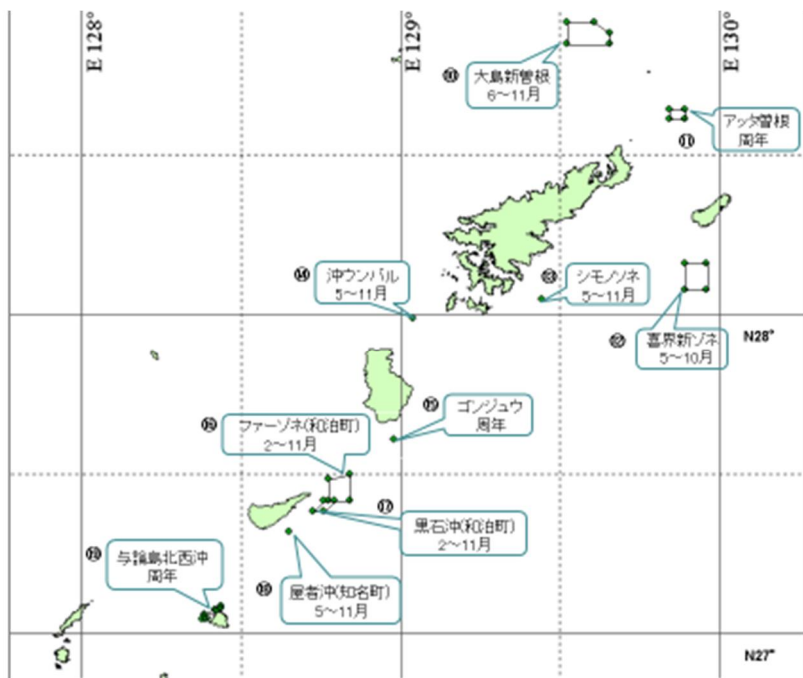


図9 鹿児島県奄美海域の保護区

表3 鹿児島県奄美海域の保護区

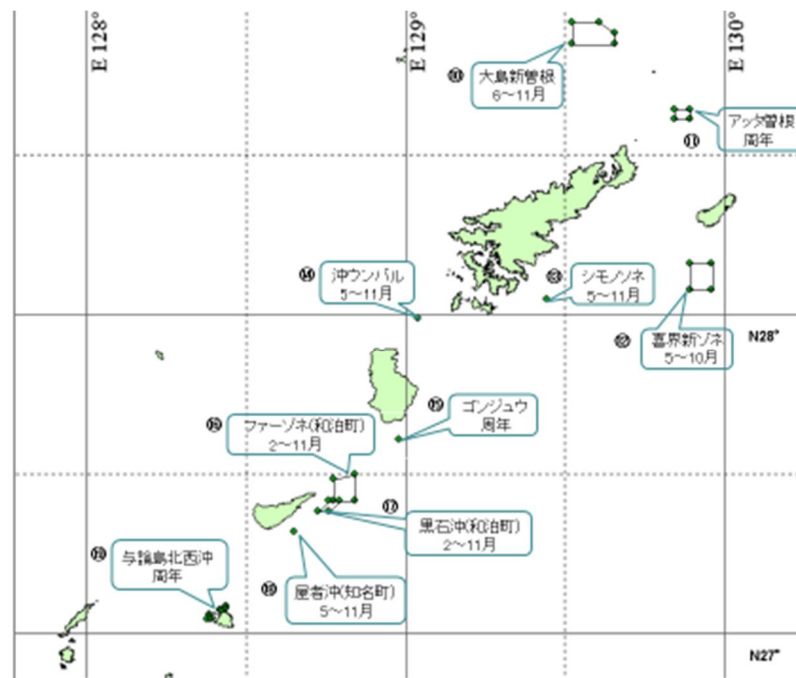


図9 鹿児島県奄美海域の保護区

表3 鹿児島県奄美海域の保護区

保護区 番号	漁協	地区名	保護区の 曾根名	地点名	緯度	緯度 分	経度	経度分	保護期間				
⑩	奄美漁協・名 瀬漁協・喜界 島漁協	龍郷 笠利 名瀬 喜界島	大島新曾 根	A	28	55.3	129	30.8	6～11月				
				B	28	55.3	129	35.9					
				C	28	53.3	129	38.9					
				D	28	51.2	129	38.9					
				E	28	51.2	129	30.8					
⑪			奄美漁協・名 瀬漁協・喜界 島漁協	龍郷 笠利 名瀬 喜界島	アッタ曾 根	A	28	39.0	129	50.0	周年		
						B	28	39.0	129	53.0			
						C	28	37.0	129	50.0			
						D	28	37.0	129	53.0			
⑫					奄美漁協・名 瀬漁協・喜界 島漁協	龍郷 笠利 名瀬 喜界島	喜界新ゾ ネ	A	28	10.0	129	53.0	5～10月
								B	28	10.0	129	57.0	
								C	28	5.0	129	57.0	
	D	28						5.0	129	53.0			
⑬	瀬戸内漁協	瀬戸内					シモノソネ	中心とし た半径 500m	28	3.258	129	25.996	5～11月
⑭	瀬戸内漁協・ とくのしま漁 協	瀬戸内 徳之島					沖ウンバ ル	中心とし た半径 1000m	27	59.587	129	1.678	5～11月
⑮	とくのしま漁 協	徳之島					ゴンジュ ウ	中心とし た半径 1000m	27	36.746	128	58.194	周年
⑯	沖永良部島 漁協	沖永良部 島					ファーゾネ (和泊町)	A	27	29.2	128	45.8	2～11月
			B	27				30.2	128	49.9			
			C	27				25.2	128	49.9			
			D	27				25.2	128	45.8			
⑰			沖永良部島 漁協	沖永良部 島			黒石沖 (和泊町)	A	27	25.2	128	44.9	2～11月
					B	27		25.2	128	46.9			
					C	27		23.2	128	44.9			
					D	27		23.2	128	42.9			
⑱	沖永良部島 漁協	沖永良部 島			屋者沖 (知名町)	中心とし た半径 0.6マイル	27	19.5	128	38.5	5～11月		
与論町漁協						与論	与論島北 西沖	A	27	3.0	128	22.1	周年
								B	27	4.0	128	22.4	
								C	27	4.9	128	24.6	
			D	27	5.5			128	25.7				

保護区 番号	漁協	地区名	保護区の 曾根名	地点名	緯度	緯度 分	経度	経度分	保護期間				
⑩	奄美漁協・名 瀬漁協・喜界 島漁協	龍郷 笠利 名瀬 喜界島	大島新曾 根	A	28	55.3	129	30.8	6～11月				
				B	28	55.3	129	35.9					
				C	28	53.3	129	38.9					
				D	28	51.2	129	38.9					
				E	28	51.2	129	30.8					
⑪			奄美漁協・名 瀬漁協・喜界 島漁協	龍郷 笠利 名瀬 喜界島	アッタ曾 根	A	28	39.0	129	50.0	周年		
						B	28	39.0	129	53.0			
						C	28	37.0	129	50.0			
						D	28	37.0	129	53.0			
⑫					奄美漁協・名 瀬漁協・喜界 島漁協	龍郷 笠利 名瀬 喜界島	喜界新ゾ ネ	A	28	10.0	129	53.0	5～10月
								B	28	10.0	129	57.0	
								C	28	5.0	129	57.0	
	D	28						5.0	129	53.0			
⑬	瀬戸内漁協	瀬戸内					シモノソネ	中心とし た半径 500m	28	3.258	129	25.996	5～11月
⑭	瀬戸内漁協・ とくのしま漁 協	瀬戸内 徳之島					沖ウンバ ル	中心とし た半径 1000m	27	59.587	129	1.678	5～11月
⑮	とくのしま漁 協	徳之島					ゴンジュ ウ	中心とし た半径 1000m	27	36.746	128	58.194	周年
⑯	沖永良部島 漁協	沖永良部 島					ファーゾネ (和泊町)	A	27	29.2	128	45.8	2～11月
			B	27				30.2	128	49.9			
			C	27				25.2	128	49.9			
			D	27				25.2	128	45.8			
⑰			沖永良部島 漁協	沖永良部 島			黒石沖 (和泊町)	A	27	25.2	128	44.9	2～11月
					B	27		25.2	128	46.9			
					C	27		23.2	128	44.9			
					D	27		23.2	128	42.9			
⑱	沖永良部島 漁協	沖永良部 島			屋者沖 (知名町)	中心とし た半径 0.6マイル	27	19.5	128	38.5	5～11月		
与論町漁協						与論	与論島北 西沖	A	27	3.0	128	22.1	周年
								B	27	4.0	128	22.4	
								C	27	4.9	128	24.6	
			D	27	5.5			128	25.7				

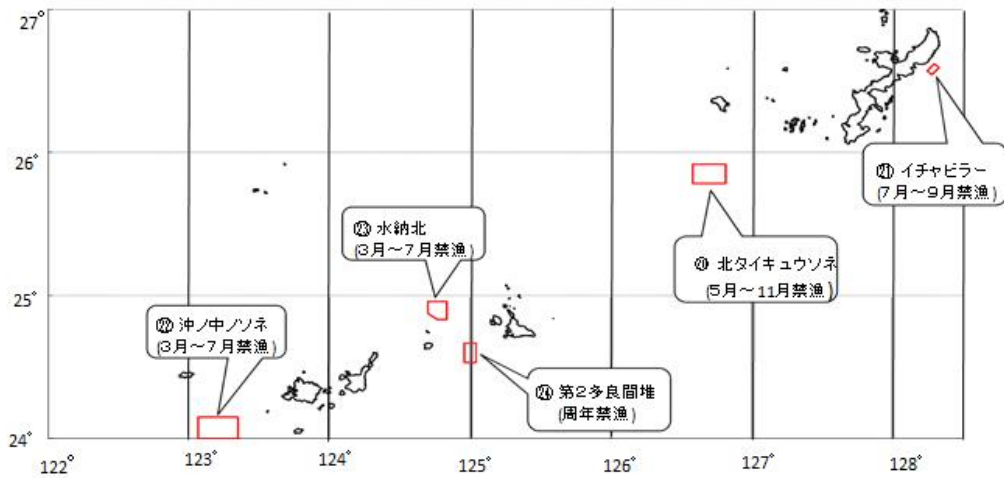


図 10 沖縄県沖縄海域の保護区

表 4 沖縄県沖縄海域の保護区

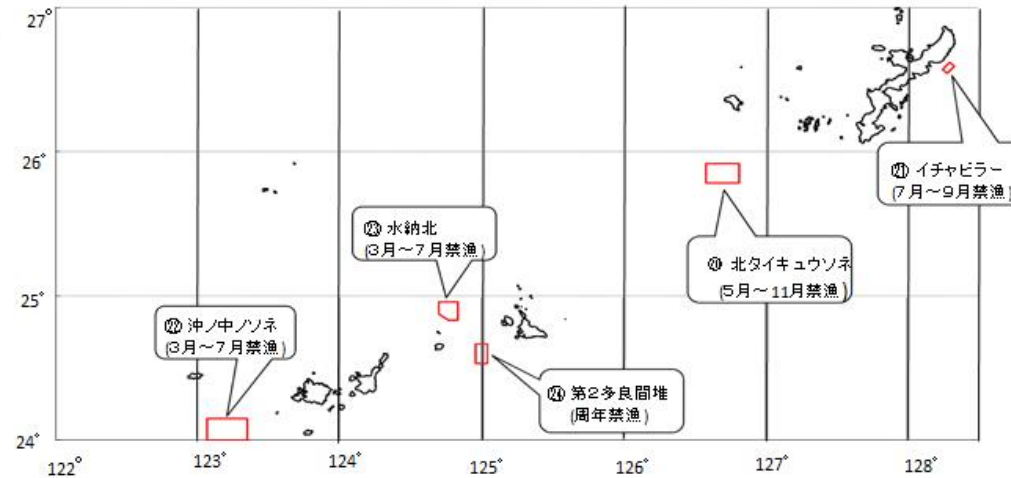


図 10 沖縄県沖縄海域の保護区

表 4 沖縄県沖縄海域の保護区

保護区 番号	地区名	保護区の曾根名	地点名	緯度	緯度分	経度	経度分	保護期間
㊦	沖縄本島地区	北タイキユウソネ	A	25	55.0	126	35.0	5～11月
			B	25	55.0	126	49.0	
			C	25	47.0	126	49.0	
			D	25	47.0	126	35.0	
?		イチャビラー (東村沖)	A	26	37.0	128	18.0	7～9月
			B	26	35.5	128	20.0	
			C	26	32.5	128	17.0	
			D	26	34.0	128	15.0	
?	先島地区	沖ノ中ノソネ	A	24	9.0	123	4.0	3～7月
			B	24	9.0	123	21.0	
			C	24	0.0	123	21.0	
			D	24	0.0	123	4.0	
?		水納北	A	24	57.5	124	42.0	3～7月
			B	24	57.5	124	50.0	
			C	24	50.0	124	50.0	
			D	24	50.0	124	46.0	
			E	24	52.5	124	42.0	
?		第2多良間堆東	A	24	40.0	124	57.5	周年
			B	24	40.0	125	2.5	
			C	24	32.0	125	2.5	
			D	24	32.0	124	24.32	

(世界測地系)

6 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

本方針に基づく漁獲努力量の削減措置の実効性を担保するために、必要に応じて漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく漁業調整委員会指示をする。

(削除)

7 広域資源管理の実施に伴う進行管理

(1) マチ類広域資源管理検討会議の設置

保護区 番号	地区名	保護区の曾根名	地点名	緯度	緯度分	経度	経度分	保護期間
㊦	沖縄本島地区	北タイキユウソネ	A	25	55.0	126	35.0	5～11月
			B	25	55.0	126	49.0	
			C	25	47.0	126	49.0	
			D	25	47.0	126	35.0	
?		イチャビラー (東村沖)	A	26	37.0	128	18.0	7～9月
			B	26	35.5	128	20.0	
			C	26	32.5	128	17.0	
			D	26	34.0	128	15.0	
?	先島地区	沖ノ中ノソネ	A	24	9.0	123	4.0	3～7月
			B	24	9.0	123	21.0	
			C	24	0.0	123	21.0	
			D	24	0.0	123	4.0	
?		水納北	A	24	57.5	124	42.0	3～7月
			B	24	57.5	124	50.0	
			C	24	50.0	124	50.0	
			D	24	50.0	124	46.0	
			E	24	52.5	124	42.0	
?		第2多良間堆東	A	24	40.0	124	57.5	周年
			B	24	40.0	125	2.5	
			C	24	32.0	125	2.5	
			D	24	32.0	124	24.32	

(世界測地系)

6 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

本方針に基づく漁獲努力量の削減措置の実効性を担保するために、必要に応じて漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく漁業調整委員会指示をする。

7 広域資源管理のために講じる措置に対する経営安定策

広域資源管理方針の実施に伴う保護区設定等の資源回復措置による漁業経営に与える影響を緩和するための支援措置として、資源管理・漁業経営安定対策制度の活用を図る。

8 広域資源管理の実施に伴う進行管理

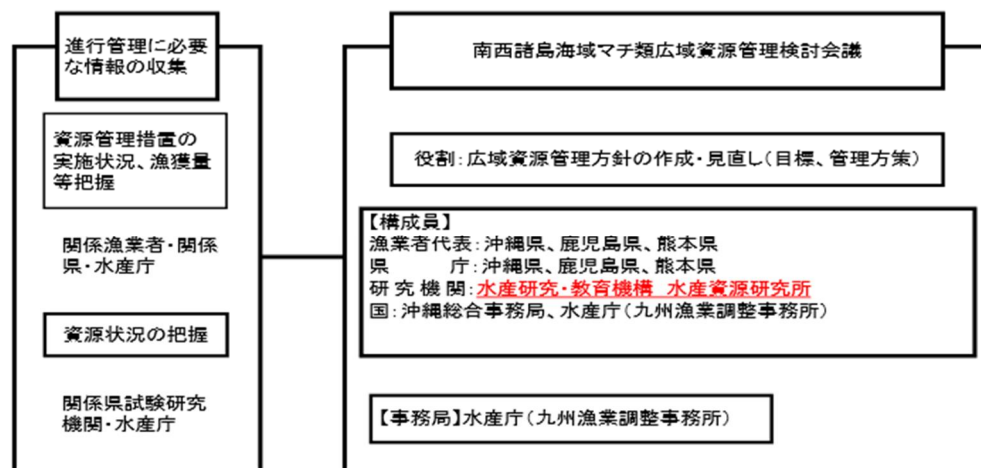
(1) マチ類広域資源管理検討会議の設置

- ① 南西諸島海域に広域に分布回遊するマチ類の広域資源管理を関係漁業者、関係県等が連携・協力して実施するため、関係県漁業者代表（関係県漁連）、関係県行政・研究機関、水産研究所、沖縄総合事務局、九州漁業調整事務所が一堂に会して、資源水準、漁業経営等を踏まえた「広域資源管理方針」の検討、作成及び見直しを行うことを目的として「マチ類広域資源管理検討会議」を設置する。
- ② 構成員は、沖縄県、鹿児島県、熊本県及び関係県漁業者代表（関係県漁連）、水産研究・教育機構、水産資源研究所、沖縄総合事務局、九州漁業調整事務所とする。
- ③ 事務局は、九州漁業調整事務所とする。
- ④ 構成員以外の県等の会議出席については、本会議の構成員で協議する。

(2) 進行管理に必要な情報の収集

- ① 関係漁業者、関係県及び水産庁は、資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行う。
- ② 沖縄総合事務局、水産庁と関係県は連携して、資源状況の把握を行う。

(3) 進行管理に関する組織体制

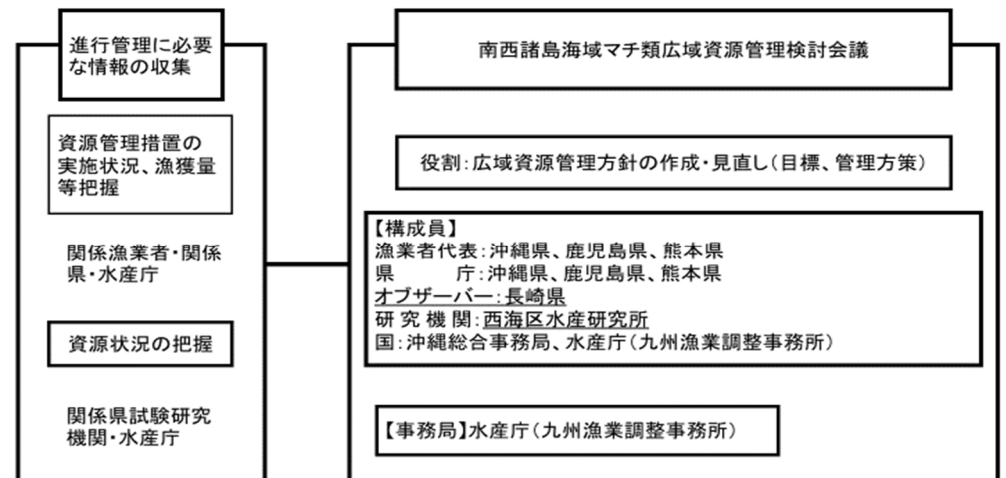


- ① 南西諸島海域に広域に分布回遊するマチ類の広域資源管理を関係漁業者、関係県等が連携・協力して実施するため、関係県漁業者代表（関係県漁連）、関係県行政・研究機関、水産研究所、沖縄総合事務局、九州漁業調整事務所が一堂に会して、資源水準、漁業経営等を踏まえた「広域資源管理方針」の検討、作成及び見直しを行うことを目的として「マチ類広域資源管理検討会議」を設置する。
- ② 構成員は、沖縄県、鹿児島県、熊本県及び関係県漁業者代表（関係県漁連）、西海区水産研究所、沖縄総合事務局、九州漁業調整事務所とする。
- ③ 事務局は、九州漁業調整事務所とする。
- ④ 構成員以外の県等の会議出席については、本会議の構成員で協議する。

(2) 進行管理に必要な情報の収集

- ① 関係漁業者、関係県及び水産庁は、資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行う。
- ② 沖縄総合事務局、水産庁と関係県は連携して、資源状況の把握を行う。

(3) 進行管理に関する組織体制



8 広域資源管理方針の取扱い

- (1) 南西諸島海域マチ類広域資源管理方針は、関係県（関係漁連）間の合意文書とし、九州漁業調整事務所長を立会人とする。また、広域資源管理方針は、広域漁業調整委員会へ報告する。
- (2) 南西諸島海域マチ類広域資源管理方針は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までとし、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 広域資源管理方針は、県資源管理方針に反映させる。

9 広域資源管理方針の取扱い

- (1) 南西諸島海域マチ類広域資源管理方針は、関係県（関係漁連）間の合意文書とし、九州漁業調整事務所長を立会人とする。また、広域資源管理方針は、広域漁業調整委員会へ報告する。
- (2) 南西諸島海域マチ類広域資源管理方針は、平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までとし、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 広域資源管理方針は、県資源管理指針に反映させる。